

(仮称) 加須市
こども・若者・子育て支援計画
【素案】

(令和6年11月7日時点)

加 須 市

(表紙裏)

はじめに

市長あいさつ文

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の背景及び趣旨	3
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の趣旨	4
第2章 計画の概要	5
1 計画の位置付け	5
2 計画の期間	5
3 計画の対象	6
4 他の計画との調和	6
第3章 こどもや子育てをめぐる本市の現状	7
1 人口・世帯等の状況	7
2 婚姻・出産等の状況	12
3 就業の状況	15
4 教育・保育事業の状況	17
5 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	21
6 高校・大学生年代を対象としたアンケート調査結果の概要	35
7 第2期計画の達成状況	38
8 主な課題	40
第4章 計画の基本的な考え方	42
1 計画の基本理念	42
2 基本目標	43
3 施策の体系	45
4 SDGsの取組	46
第2編 施策の展開	49
基本目標1 こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくる	51
基本目標2 児童虐待からこどもを守る	52
基本目標3 こども・若者を自殺や犯罪などから守る	53
基本目標4 配慮を要するこども・若者の暮らしを支える	55
基本目標5 こども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる	58
基本目標6 未来を切り拓くこども・若者を応援する	59
基本目標7 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する	60

基本目標 8	こども・若者の育ちの「支え手」を増やす	61
基本目標 9	結婚・出産の希望を実現させる	62
基本目標 10	親と子の健康を支える	63
基本目標 11	こども・若者、子育てにやさしい環境をつくる	65
基本目標 12	「子育て」・「子育て」を支える	67
第3編 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等		71
第1章	幼児教育・保育に関する基本的な考え方	73
1	幼児教育・保育の認定区分	73
2	幼児教育・保育の無償化	74
3	幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	76
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
5	児童数の見込み	78
第2章	幼稚園教育の充実	79
1	幼稚園教育の基本的な考え方	79
2	幼稚園・認定こども園（1号認定：3～5歳児）【提供区域：市全域】	80
3	市立幼稚園の運営のあり方	82
第3章	保育所保育の充実	84
1	保育所保育の基本的な考え方	84
2	保育所・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】	85
3	保育所・認定こども園など（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】	87
4	市立保育所の運営のあり方	90
第4章	地域子ども・子育て支援事業の充実	91
1	利用者支援事業【提供区域：市全域】	91
2	妊婦等包括相談支援事業【提供区域：市全域】	93
3	延長保育事業【提供区域：市全域】	93
4	実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】	94
5	多様な事業者の参入促進・能力活用事業【提供区域：市全域】	94
6	放課後児童健全育成事業【提供区域：小学校区】	95
7	子育て短期支援事業【提供区域：市全域】	96
8	乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】	96
9	養育支援訪問事業【提供区域：市全域】	97
10	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【提供区域：市全域】	97
11	子育て世帯訪問支援事業【提供区域：市全域】	98
12	児童育成支援拠点事業	98
13	親子関係形成支援事業【提供区域：市全域】	99
14	地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】	100

15	一時預かり事業【提供区域：市全域】	101
16	病児保育事業【提供区域：市全域】	102
17	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【提供区域：市全域】	102
18	妊婦健康診査【提供区域：市全域】	103
19	産後ケア事業【提供区域：市全域】	104
20	乳児等通園支援事業【提供区域：市全域】	105
第4編	計画の推進体制	107
1	計画の進捗管理	109
2	市民との協働	110
資料編		111

(中扉)

第1編 総論

(空白頁)

第1章 計画策定の背景及び趣旨

1 計画策定の背景

(1) 少子化の進行

厚生労働省が発表した人口動態統計の概数によると、令和5年の全国の出生数は72万7,277人と明治32年の統計開始以来、最も少なくなり、合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録するなど、少子化が進行しています。

本市においても、近年、合計特殊出生率が低下傾向にあり、令和5年は0.99となっています。

(2) こども家庭庁の発足

令和5年4月、厚生労働省、文部科学省、内閣府等が所管していたこども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を持つ「こども家庭庁」が発足しました。

(3) 「こども基本法」の施行

令和5年4月、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。これにより、「市町村こども計画」の策定が、市町村の努力義務となりました。

(4) 「こども未来戦略」の策定

令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」が閣議決定され、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念の下、令和6年度からの3年間に実施する集中的な取組を「加速化プラン」として掲げ、児童手当の拡充や、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設）等に取り組むこととされました。

(5) 「こども大綱」の策定

令和5年12月、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が策定されました。

大綱では、大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として明示されるとともに、こども施策に関する基本的方針や重要事項が定められました。

(6) ヤングケアラー支援の法制化

令和6年6月、子ども・若者育成支援推進法の一部が改正され、家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の支援が法制化されました。

これにより、ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されるとともに、ヤングケアラーが国や地方公共団体等が支援すべき対象として明記されました。

(7) 埼玉県子ども計画の策定

令和7年3月、埼玉県において、子ども基本法に基づく「都道府県子ども計画」として、「埼玉県子ども計画」が策定されました。

(注)令和7年3月策定予定とされていることを踏まえ、先行して記載しています。

2 計画策定の趣旨

本市は、令和元年度に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」(計画期間：令和2年度～令和6年度)に基づき、子ども・子育て支援のための様々な施策を計画的、総合的に推進してきました。

しかし、本市が令和5年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」によると、教育・保育の充実、こどもの遊びの場の充実、配慮が必要な子どもへの支援など多様なニーズへの対応が期待されています。

また、子ども基本法では、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子ども・若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくこととしています。

こうしたことを踏まえ、本市では、計画の名称を「加須市子ども・若者・子育て支援計画」に改め、今後の子ども・若者、子育て支援に関する施策の内容や目標等を明確にし、施策を計画的に推進することを目的として、本計画を策定しました。

第2章 計画の概要

1 計画の位置付け

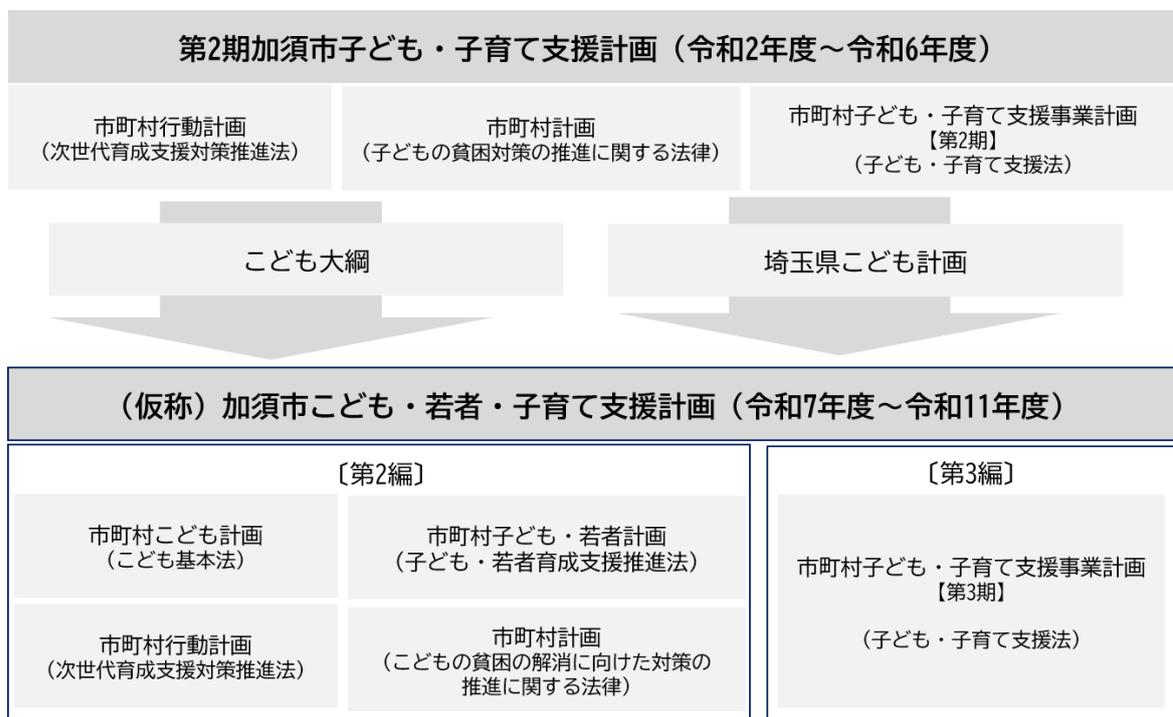
本計画は、次の法律に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」※

※ 本計画では、第3編を「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付け、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項とされている教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の内容は、同編に記載しています。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。



3 計画の対象

生まれる前から、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満）までの全ての子ども・若者*やその家庭、子育てにかかわる地域の住民、企業、団体などを対象とします。



※ 本計画では、法令の規定を示す場合を除いて、思春期から青年期までの人を「若者」と表記することを基本としています。ただし、思春期は、「子ども」と「若者」で重なり合う部分があります。

本計画に基づく取組の対象が「子ども・若者」の一部に特定される場合は、対象となる年齢を併記するか、「乳幼児」、「児童」、「生徒」などと表記しています。

また、若者の年齢層にある人が子どもの親として子育て支援の対象となる場合には、「保護者」や「子育て中の人」などと表記しています。

(注)令和 7 年 3 月策定予定とされていることを踏まえ、先行して記載しています。

4 他の計画との調和

本計画は、「子ども大綱」及び「埼玉県子ども計画」を勘案して策定しています。

また、「加須市総合振興計画」を上位計画として、子ども・若者・子育て支援に関する事項を定めた他の関連計画等との調和が保たれたものとしています。

【主な関連計画等】

- ・ 加須市地域福祉計画（第 3 次）・地域福祉活動計画（第 2 次）
- ・ 第 2 次加須市人づくりプラン
- ・ 加須市障害者計画及び障害福祉計画（第 7 期）・加須市障害児福祉計画（第 3 期）
- ・ 第 3 次加須市健康づくり推進計画
- ・ 加須市地域医療ビジョン
- ・ 第 3 次加須市みんなでつくる防犯のまちづくり推進計画
- ・ 加須市自殺対策計画（令和 6 年 3 月改訂版）
- ・ 加須市DX推進計画（令和 6 年 1 月改訂版）
- ・ 第 3 次加須市生涯学習推進計画

第3章 こどもや子育てをめぐる本市の現状

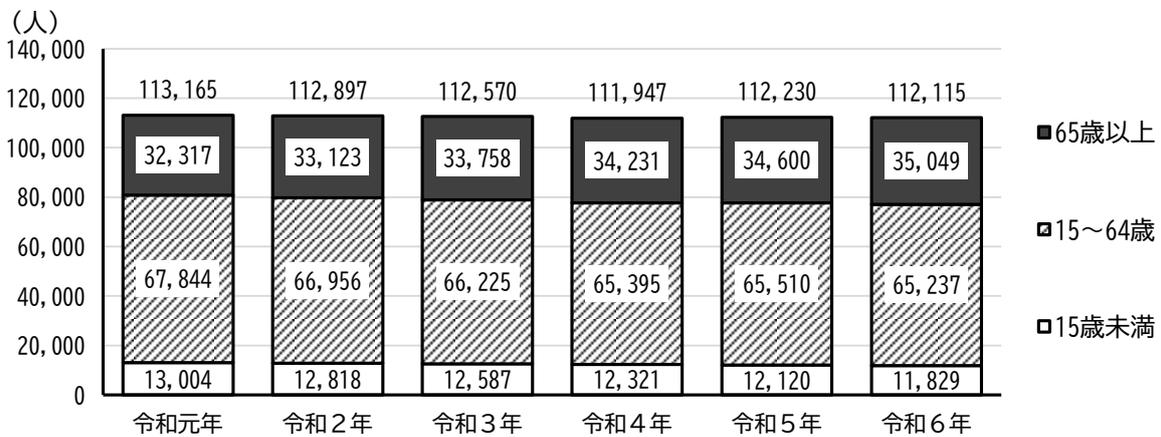
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、令和6年4月1日現在、112,115人となっています。令和元年からの5年間は減少傾向にあり、5年間で1,050人減少しています。

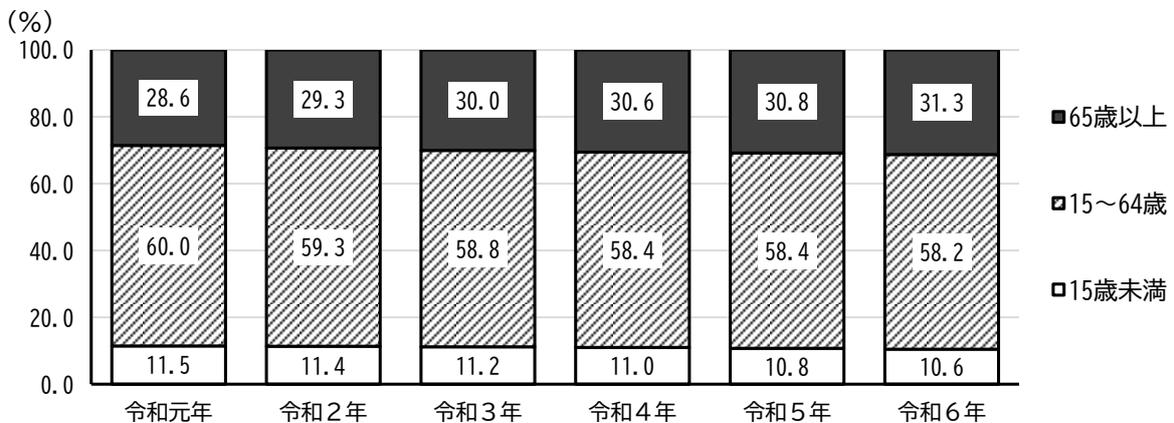
年齢3区分別では、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にある一方で、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



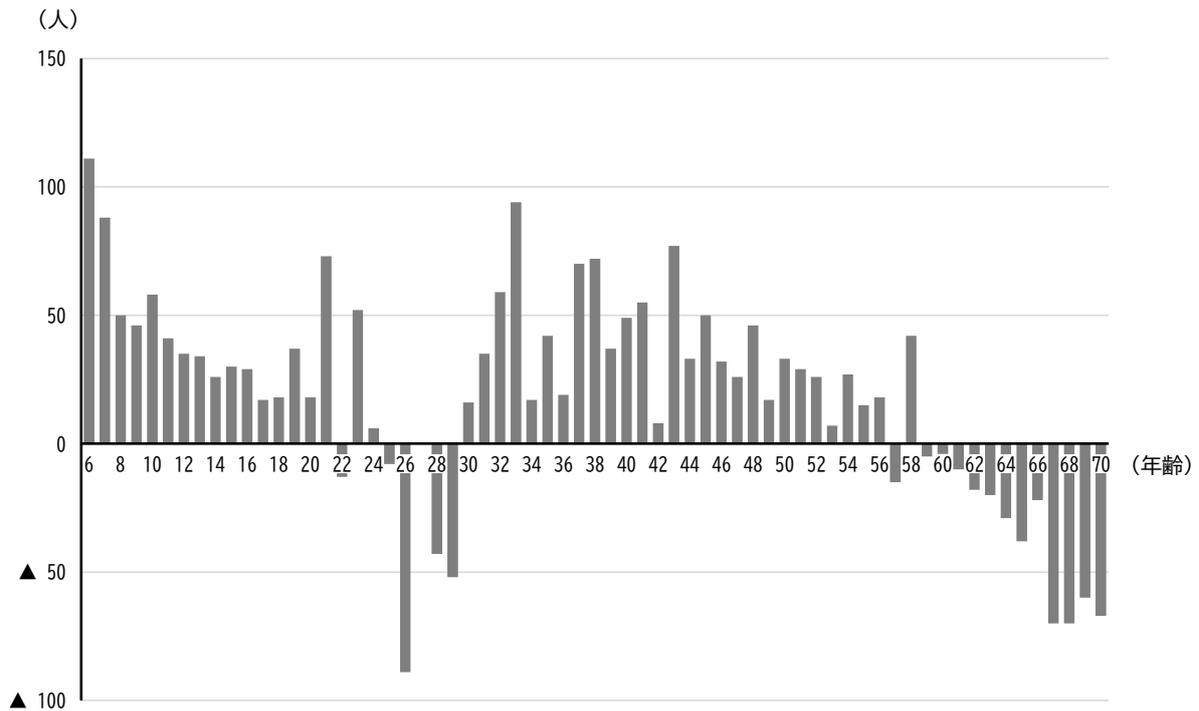
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢ごとの増減の状況

本市の同一年齢の増減をみると、現在 6 歳～21 歳、30 歳～56 歳の年齢層が 6 年前より増加しており、おおむね小学生年代から大学生年代にあたる年齢層と、子育て中の世代にあたる年齢層が増加しています。

一方、59 歳以上の年齢層などは、6 年前より減少しています。

■6 年間の同一年齢の増減（平成 30 年 4 月 1 日と令和 6 年 4 月 1 日の比較）



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

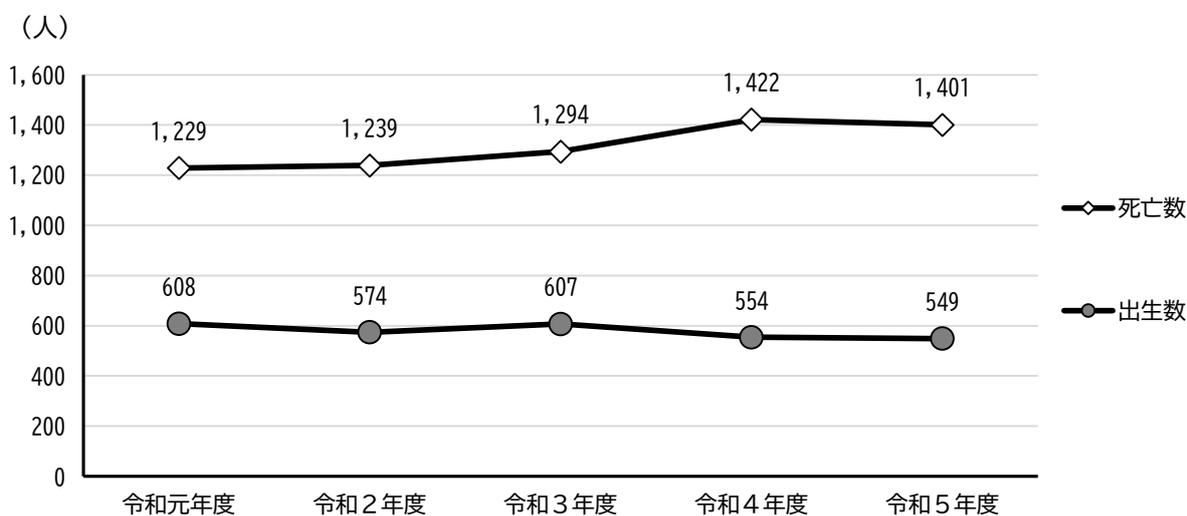
■ 6年間の同一年齢の増減内訳（平成30年4月1日と令和6年4月1日の比較）

平成30年4月1日		令和6年4月1日		比較	
年齢	人口	年齢	人口	年齢	増減
0	670	6	781	6	111
1	753	7	841	7	88
2	783	8	833	8	50
3	816	9	862	9	46
4	760	10	818	10	58
5	796	11	837	11	41
6	873	12	908	12	35
7	973	13	1007	13	34
8	927	14	953	14	26
9	954	15	984	15	30
10	994	16	1,023	16	29
11	964	17	981	17	17
12	988	18	1,006	18	18
13	959	19	996	19	37
14	1,019	20	1,037	20	18
15	975	21	1,048	21	73
16	1,053	22	1,040	22	△ 13
17	991	23	1,043	23	52
18	1,020	24	1,026	24	6
19	1,042	25	1,034	25	△ 8
20	1,165	26	1,076	26	△ 89
21	1,077	27	1,077	27	0
22	1,084	28	1,041	28	△ 43
23	1,158	29	1,106	29	△ 52
24	1,075	30	1,091	30	16
25	1,050	31	1,085	31	35
26	1,124	32	1,183	32	59
27	1,064	33	1,158	33	94
28	1,124	34	1,141	34	17
29	1,194	35	1,236	35	42
30	1,207	36	1,226	36	19
31	1,172	37	1,242	37	70
32	1,201	38	1,273	38	72
33	1,287	39	1,324	39	37
34	1,366	40	1,415	40	49
35	1,398	41	1,453	41	55
36	1,300	42	1,308	42	8
37	1,323	43	1,400	43	77
38	1,397	44	1,430	44	33
39	1,401	45	1,451	45	50
40	1,441	46	1,473	46	32
41	1,548	47	1,574	47	26
42	1,585	48	1,631	48	46
43	1,680	49	1,697	49	17
44	1,732	50	1,765	50	33
45	1,679	51	1,708	51	29
46	1,564	52	1,590	52	26
47	1,688	53	1,695	53	7
48	1,536	54	1,563	54	27
49	1,496	55	1,511	55	15
50	1,600	56	1,618	56	18
51	1,198	57	1,183	57	△ 15
52	1,386	58	1,428	58	42
53	1,512	59	1,507	59	△ 5
54	1,431	60	1,427	60	△ 4
55	1,518	61	1,508	61	△ 10
56	1,406	62	1,388	62	△ 18
57	1,489	63	1,469	63	△ 20
58	1,597	64	1,568	64	△ 29
59	1,699	65	1,661	65	△ 38
60	1,623	66	1,601	66	△ 22
61	1,663	67	1,593	67	△ 70
62	1,764	68	1,694	68	△ 70
63	1,874	69	1,814	69	△ 60
64	1,817	70	1,750	70	△ 67

(3) 自然動態

本市の自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き）は、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

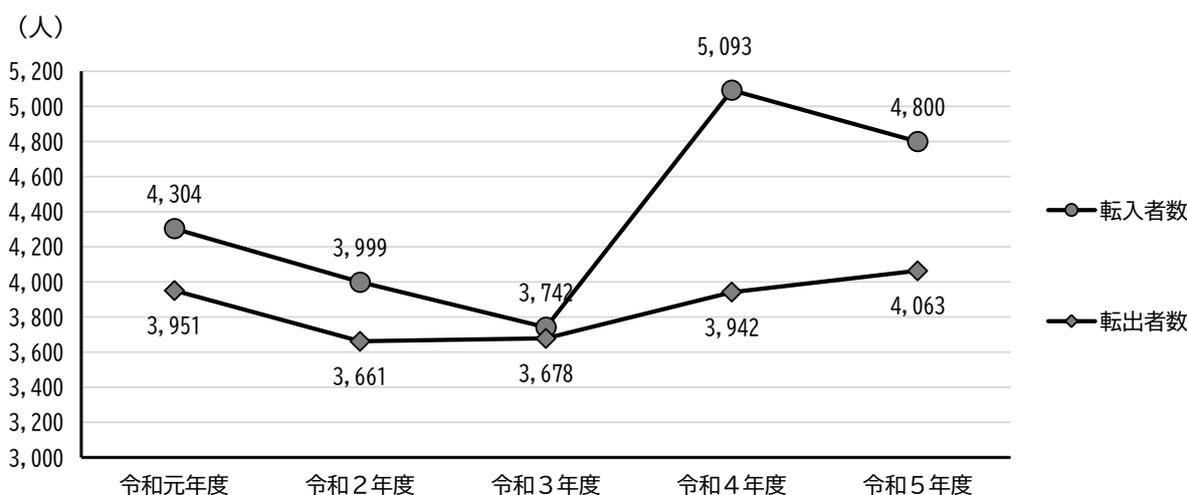


資料：加須市住民異動月報

(4) 社会動態

本市の社会動態（一定期間における転入・転出及びその他の増減に伴う人口の動き）は、転入者数が転出者数を上回る状況となっています。

■転入者数及び転出者数の推移



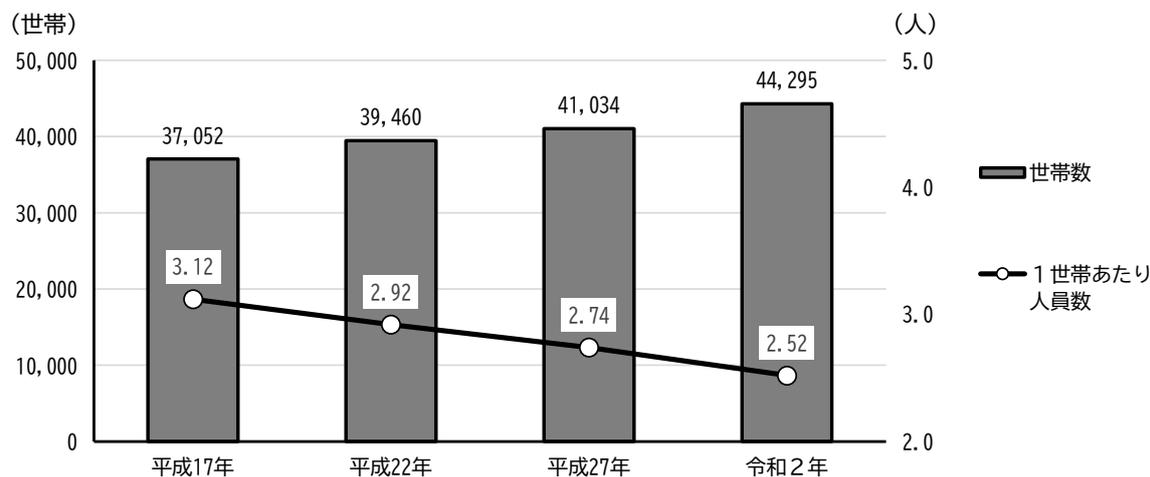
資料：加須市住民異動月報

(5) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2年には44,000世帯を超えています。

一方、1世帯あたりの人員数は、年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



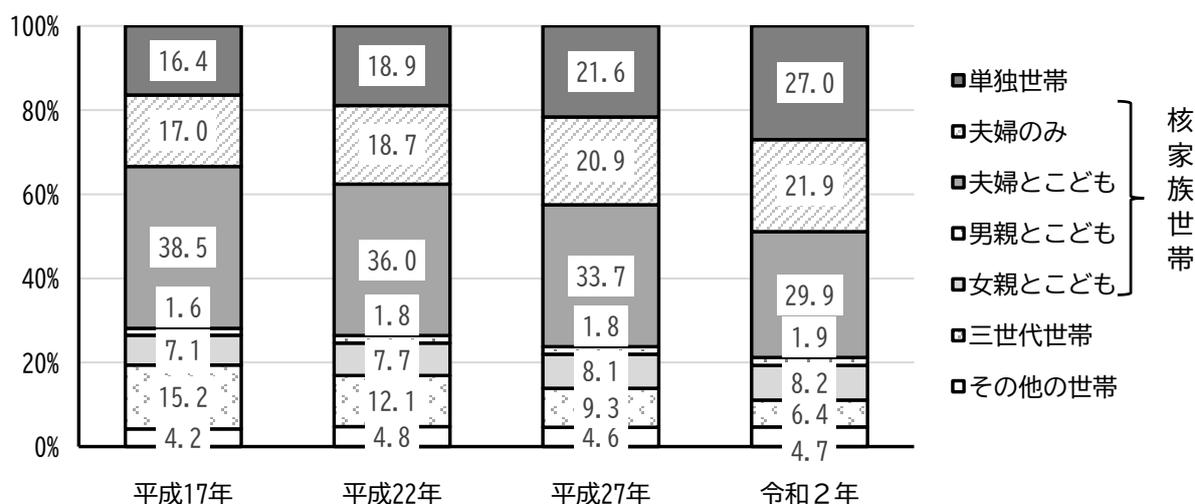
資料：国勢調査

(6) 世帯類型

本市の世帯類型は、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯）が6割以上となっています。

また、単独世帯が年々増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



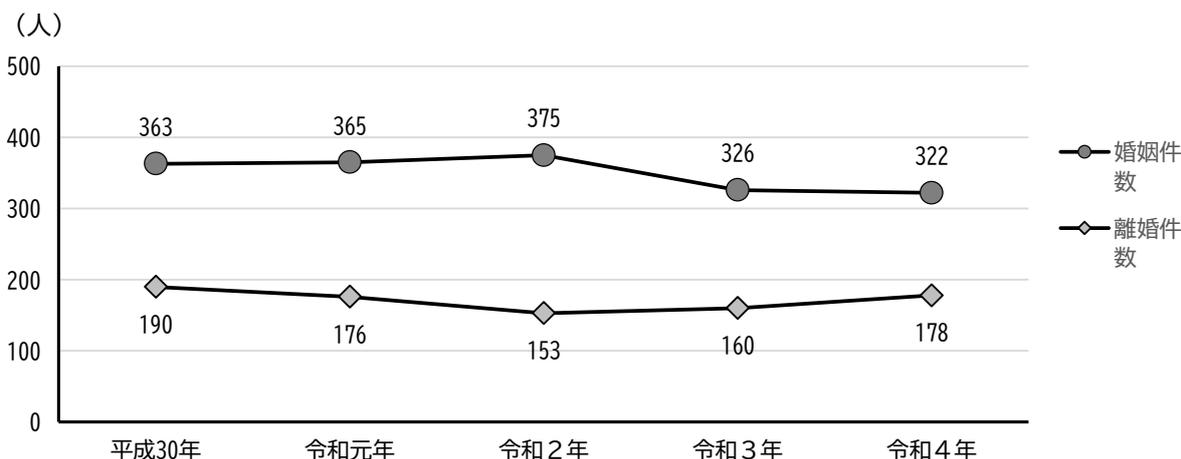
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、増加傾向にありましたが、令和3年からは減少しています。一方、離婚件数は、減少傾向にありましたが、令和3年からは増加しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

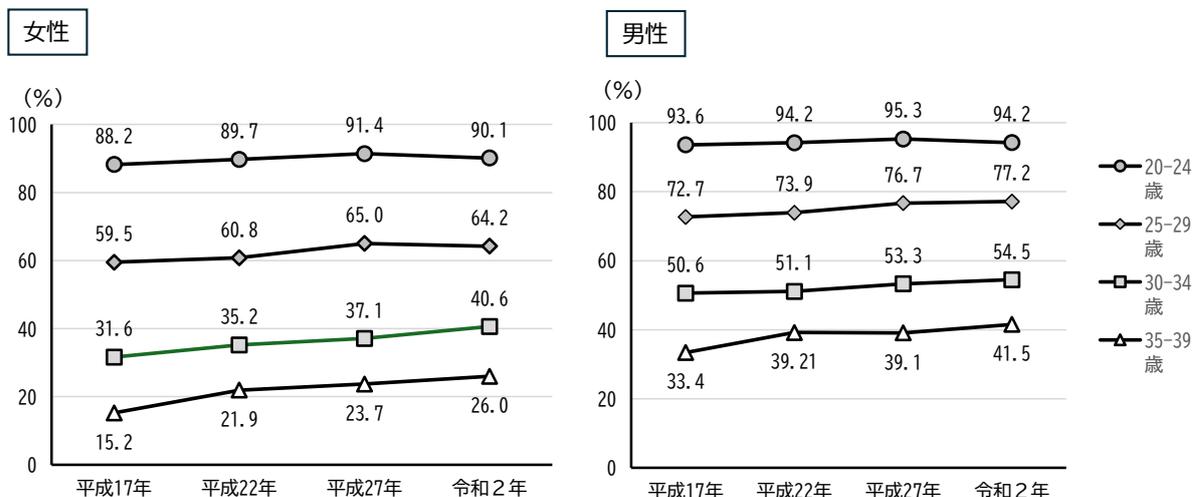


資料：埼玉県の人口動態概況（確定数）

(2) 未婚率

男女ともに35～39歳の年齢層で未婚率の上昇が大きく、平成17年から令和2年までの15年間で、女性は10.8ポイント、男性は8.1ポイント上昇しており、未婚化が進んでいることがわかります。

■未婚率の推移

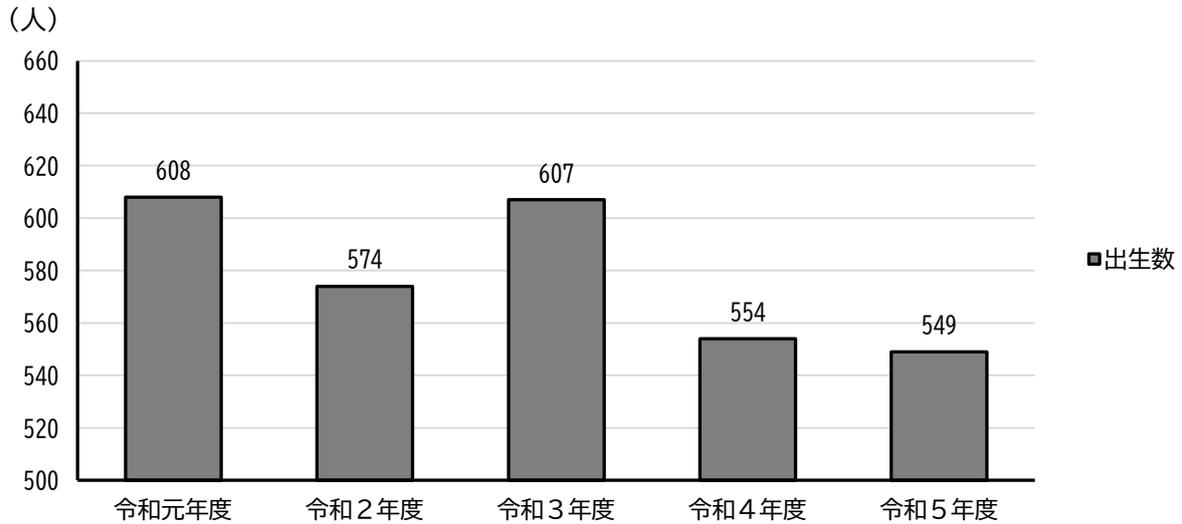


資料：国勢調査

(3) 出生数

本市の出生数は、減少傾向にあり、令和3年度に一旦増加しましたが、令和4年度から再び減少しています。

■出生数の推移

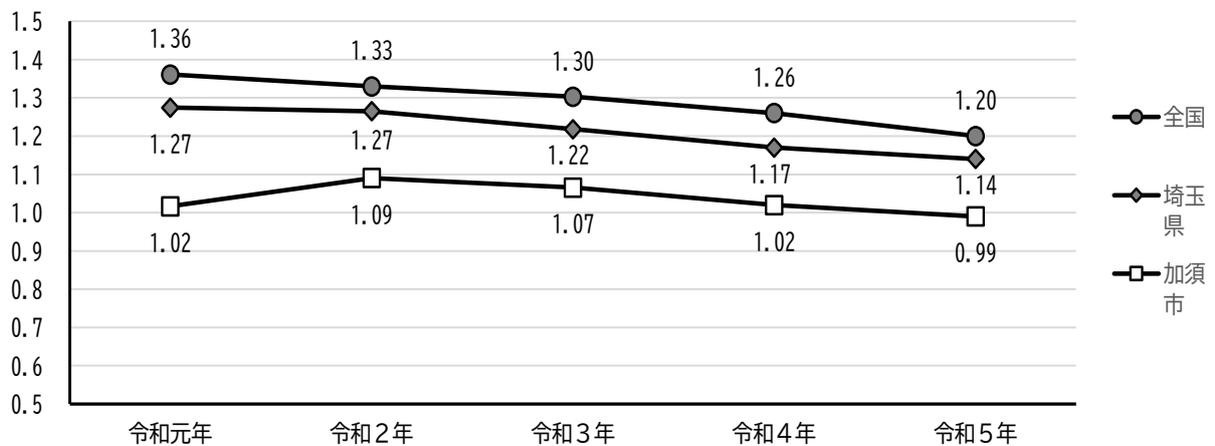


資料：加須市住民異動月報

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、全国及び埼玉県の数値を下回っており、令和5年は0.99となっています。

■合計特殊出生率の推移

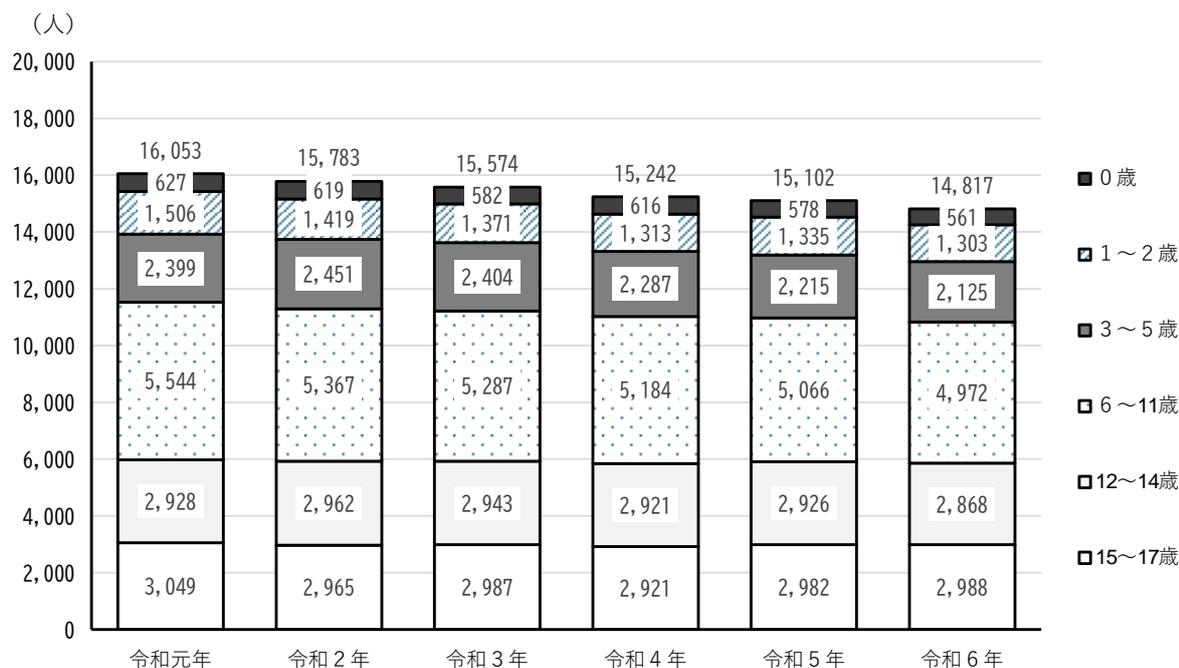


資料：埼玉県の人口動態概況

(5) 児童数の推移

本市の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在14,817人で、令和元年以降、年々減少しています。特に、0～5歳の就学前児童及び6～11歳の小学生児童において、令和元年からの5年間で10%以上減少しており、児童数の減少が顕著となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

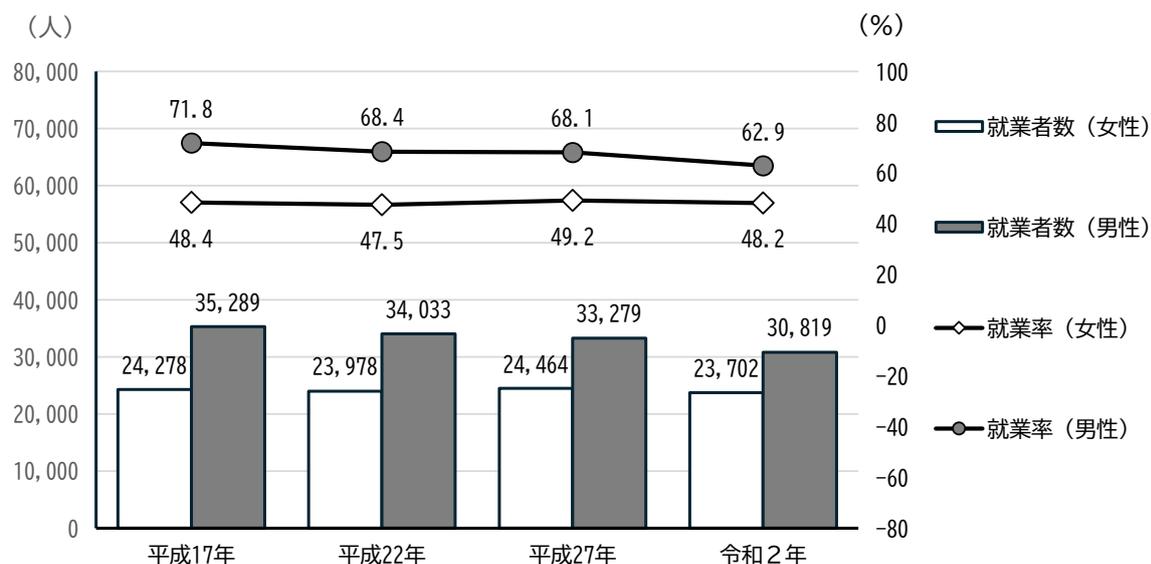
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、男性は平成 17 年以降年々減少していますが、女性はほぼ横ばいとなっています。

同様に、就業率も、男性は年々低下していますが、女性は横ばいで推移しています。

■就業者数・就業率の推移



資料：国勢調査

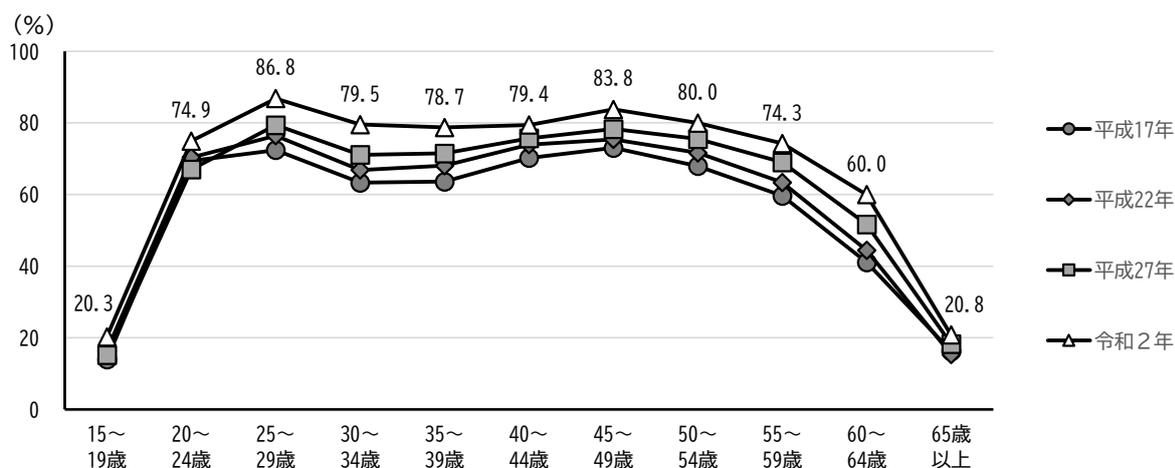
(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は、男性がほぼ変わらない中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を示しています。

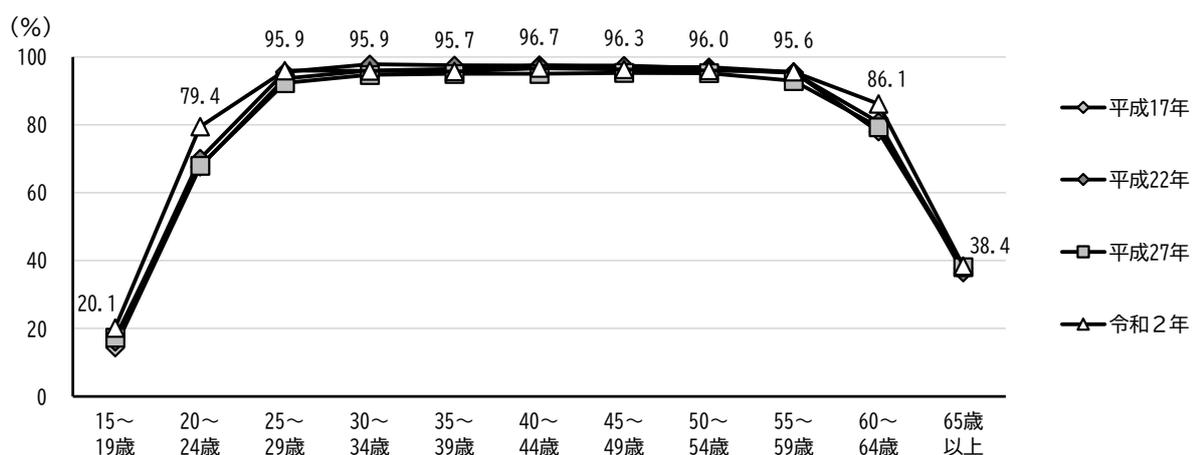
30代前後で結婚や出産を理由に離職する割合が高くなっていると考えられますが、その差は年々小さくなり、「M字曲線」の「谷」は緩やかになっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 就学前児童の保育施設利用状況

令和6年4月1日現在、保育所等を利用している児童は49.4%（令和元年：47.4%）、幼稚園等を利用している児童は21.5%（令和元年：20.9%）、家庭等で保育を受けている児童は29.1%（令和元年：31.7%）となっており、5年前に比べ、保育所等や幼稚園等を利用している児童の割合が上昇しています。

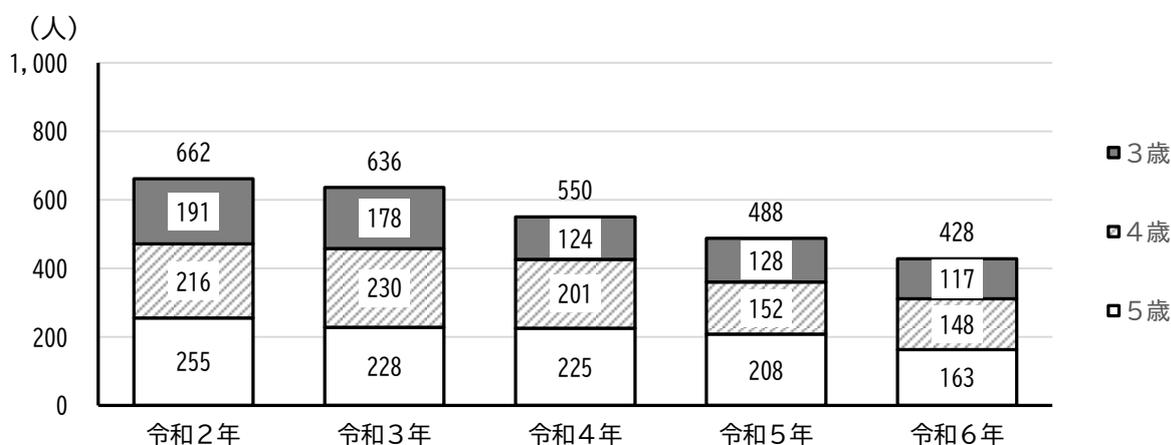
	総児童数	保育所等		幼稚園等		家庭保育等	
		児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳児	562	82	14.6%	—	—	480	85.4%
1歳児	596	290	48.7%	—	—	306	51.3%
2歳児	708	397	56.1%	—	—	311	43.9%
3歳児	680	387	56.9%	252	37.1%	41	6.0%
4歳児	703	399	56.8%	290	41.3%	14	2.0%
5歳児	741	415	56.0%	318	42.9%	8	1.1%
合計	3,990	1,970	49.4%	860	21.6%	1,160	29.1%

資料：加須市こども保育課（令和6年4月1日現在）

(2) 市立幼稚園の在園児数

本市の市立幼稚園の在園児数は年々減少しており、本市では、市の幼児教育を継承するため、「加須市立幼稚園再編計画」を策定し、令和6年度から市立幼稚園の数を13園から8園に再編しています。

■市立幼稚園の在園児数の推移

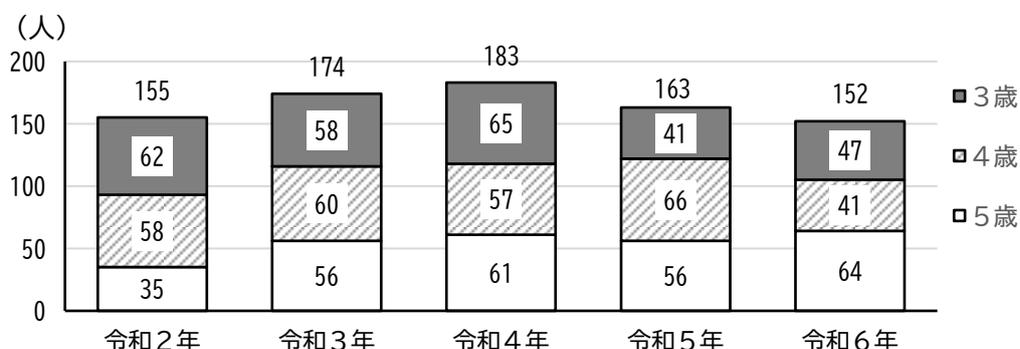


資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 市内私立幼稚園の在園児数

本市の私立幼稚園の在園児数は、令和4年まで増加していましたが、令和5年から減少に転じています。

■市内私立幼稚園の在園児数の推移



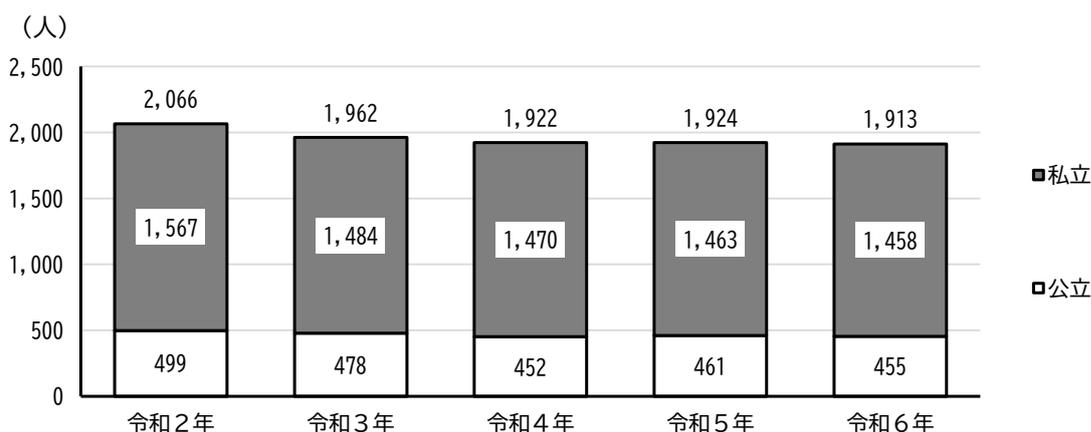
資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 市内保育所等の入所児童数

本市の保育所等※の入所児童数は、1,900人程度でほぼ横ばいであり、少子化にあっても、入所児童数の減少は現れていません。

※ 認定こども園の2号認定こども、3号認定こども及び管外受託児童を含みます。

■市内保育所等の入所児童数の推移

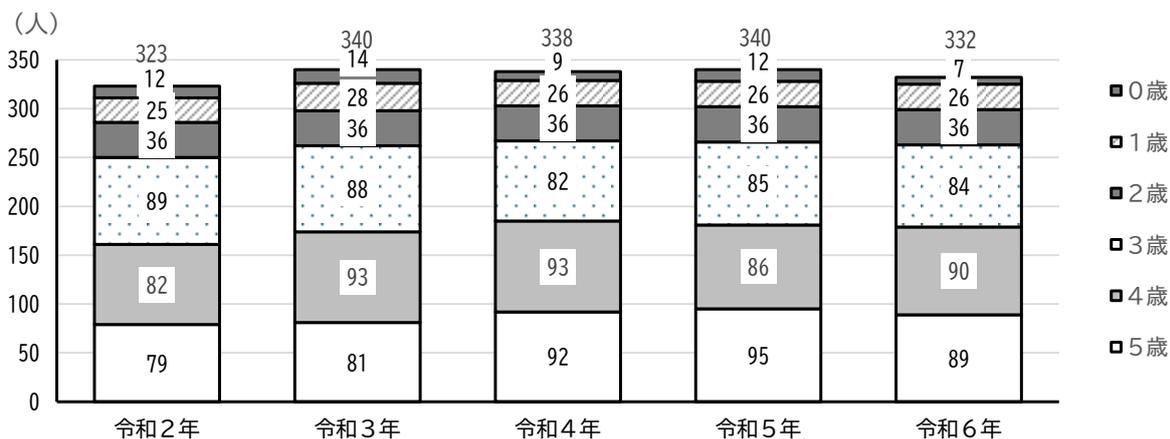


資料：加須市こども保育課（各年4月1日現在）

(5) 幼保連携型認定こども園の在園児数

本市の幼保連携型認定こども園の在園児数は、補助など国の施策によって、令和3年まで増加傾向にありましたが、令和4年からは減少しています。

■幼保連携型認定こども園の在園児数の推移

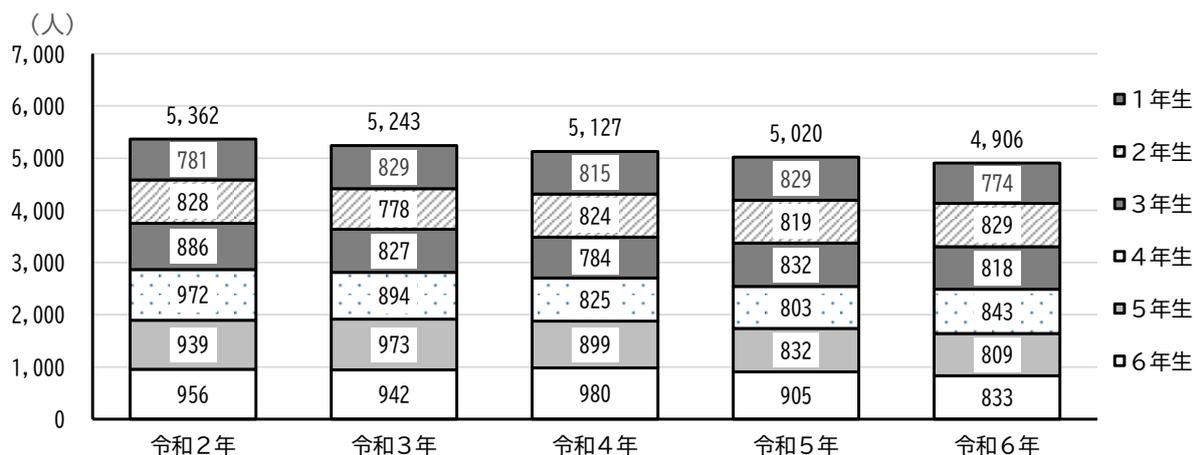


資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(6) 小学校児童数

本市の小学校児童数は年々減少しており、令和6年は5,000人を下回りました。

■小学校の児童数の推移



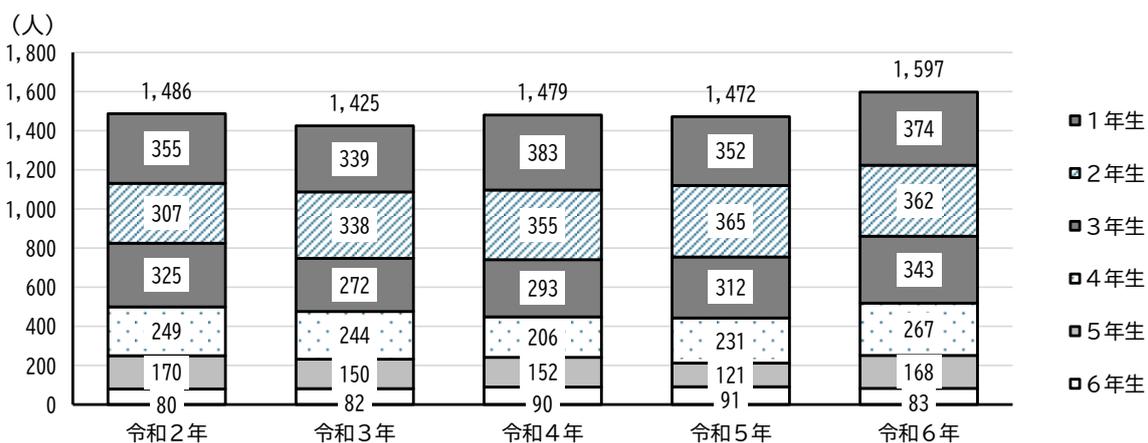
資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(7) 放課後児童健全育成室（学童保育）の利用児童数

本市の放課後児童健全育成室の利用児童数は、全体では増加傾向にあり、その背景には、核家族化や共働き家庭の増加が考えられます。

また、人口が集中する地区の利用率が高い傾向にあるとともに、家での留守番が難しい低学年の利用が多い傾向にあります。

■学童保育（放課後児童クラブ）の利用児童数の推移

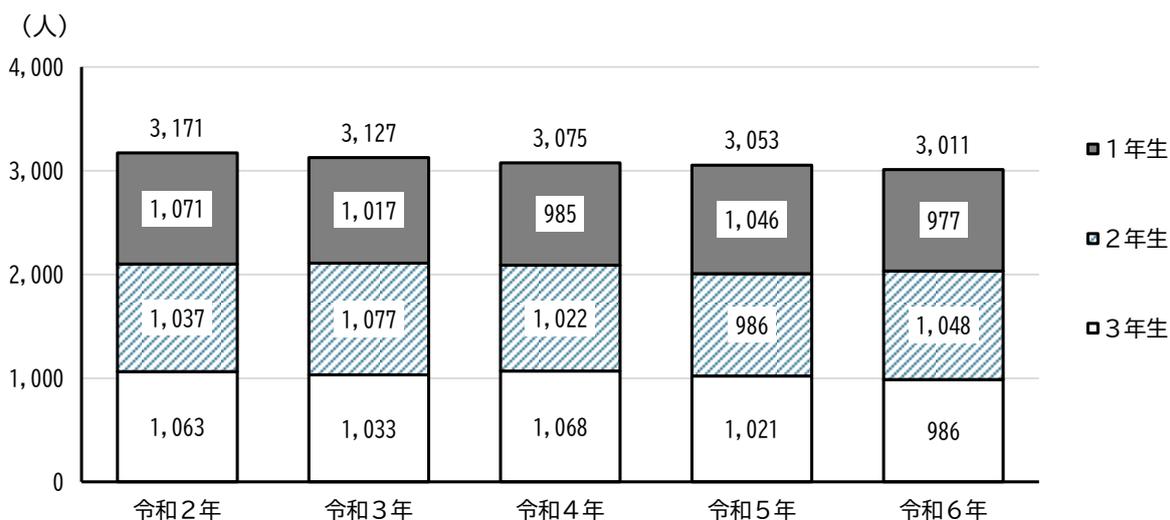


資料：加須市こども保育課（各年5月1日現在）

(8) 中学校生徒数

本市の中学校生徒数は、減少傾向にあり、令和4年には3,100人を下回りました。

■中学校の生徒数の推移



資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

5 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

本市が、この計画の策定に当たって実施した子育て支援に関するアンケート調査の結果の概要を掲載します。

(1) 調査期間

令和6年2月6日(火)～令和6年2月26日(月)

(2) 調査の実施方法等

調査種類	調査対象者	対象者数	抽出方法	調査方法
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	就学前のこどもの保護者	1,200人	無作為抽出	郵送調査
	小学生のこどもの保護者	1,200人		
子どもの生活状況に関するアンケート調査	小学5年生の保護者	400人		
	中学2年生の保護者	400人		
	小学5年生のこども	400人		
	中学2年生のこども	400人		

(3) 調査票の配布・回収状況

調査種類	調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	就学前のこどもの保護者	1,200件	612件	51.0%
	小学生のこどもの保護者	1,200件	644件	53.7%
子どもの生活状況に関するアンケート調査	小学5年生の保護者	400件	206件	51.5%
	中学2年生の保護者	400件	202件	50.5%
	小学5年生のこども	400件	201件	50.3%
	中学2年生のこども	400件	191件	47.8%

※ 中学2年生調査のみ白紙回答が1件あり

(4) 調査結果の見方

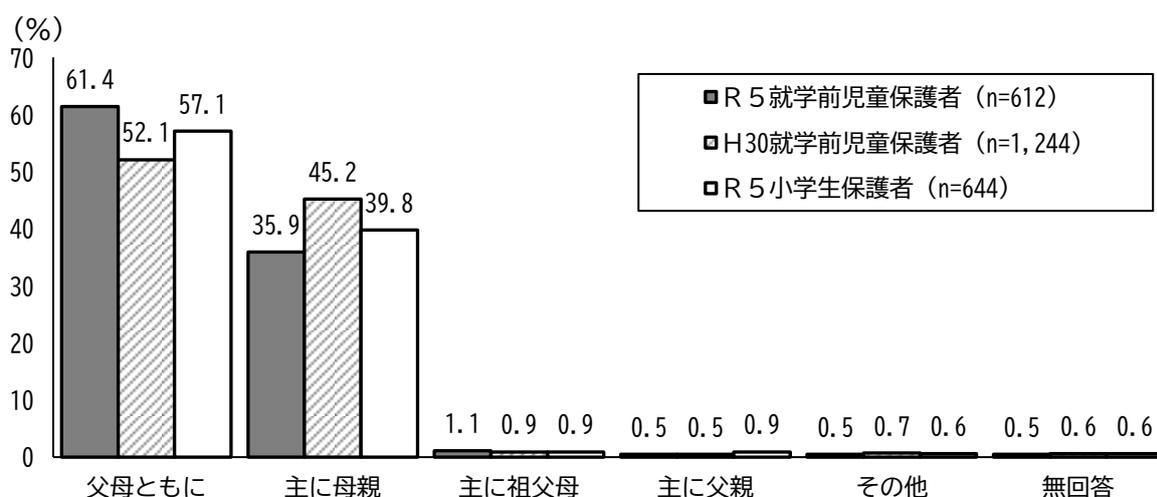
- ・ 回答すべき箇所に回答がないものは、「無回答」として扱っています。
- ・ 比率は全て百分率(%)で表し、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答については、回答者数を分母として百分率(%)で示しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 回答合計の表記については、単一回答(1つに○)は「合計」、複数回答(あてはまるものすべてに○)は「回答者数」としています。

ア 子育て家庭の状況

①主に子育てをしている人

就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。就学前児童の保護者では、前回調査時点より「父母ともに」が9.3ポイント増加し、「主に母親」が9.3ポイント減少していることから、父親の子育てへの参加が進んでいることがうかがえます。

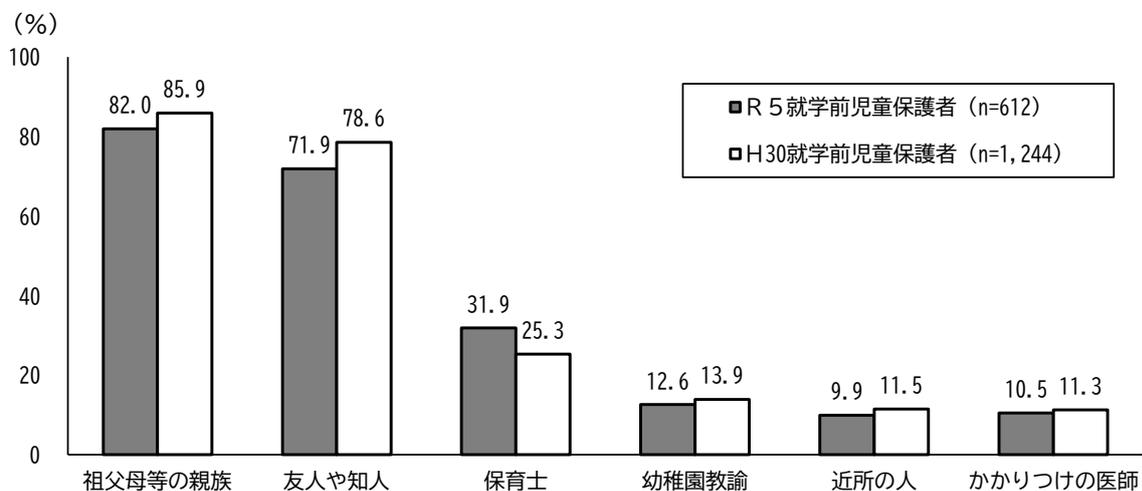
■主に子育てをしている人（複数回答可）



②気軽に相談できる人・場所

就学前児童の保護者で、気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した人は87.1%（前回調査時も87.1%で同じ）となっており、その相談先の多くは、「祖父母等の親族」又は「友人や知人」となっています。

■相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した方の主な相談先（複数回答可）



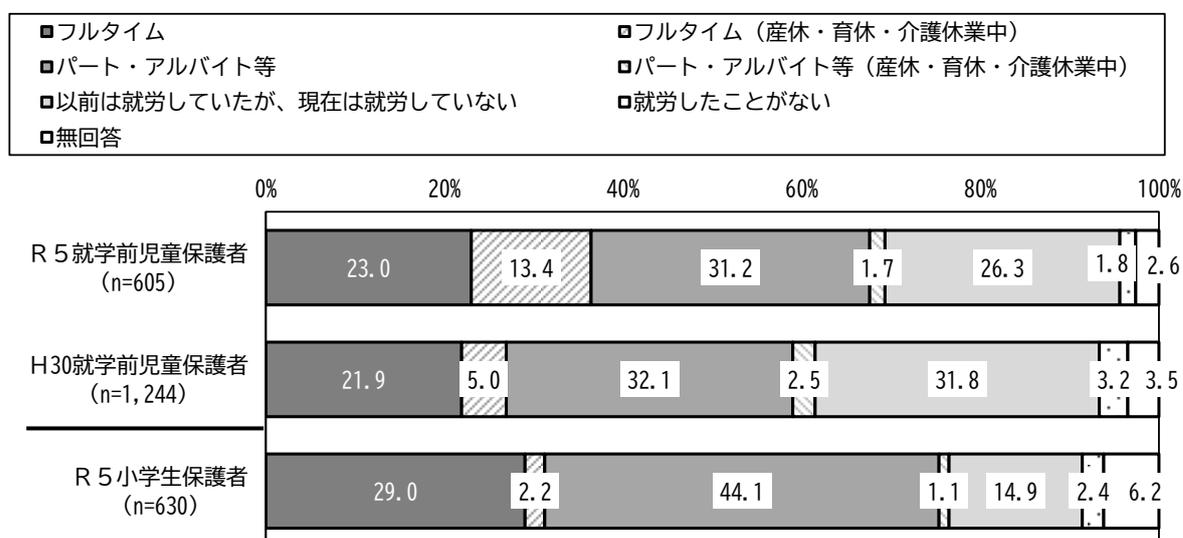
イ 母親の就労状況

就学前児童の母親は、産休・育休・介護休業中の人を合わせると69.3%が就労しており、前回調査時点の61.5%から、5年間で7.8ポイント増加しています。

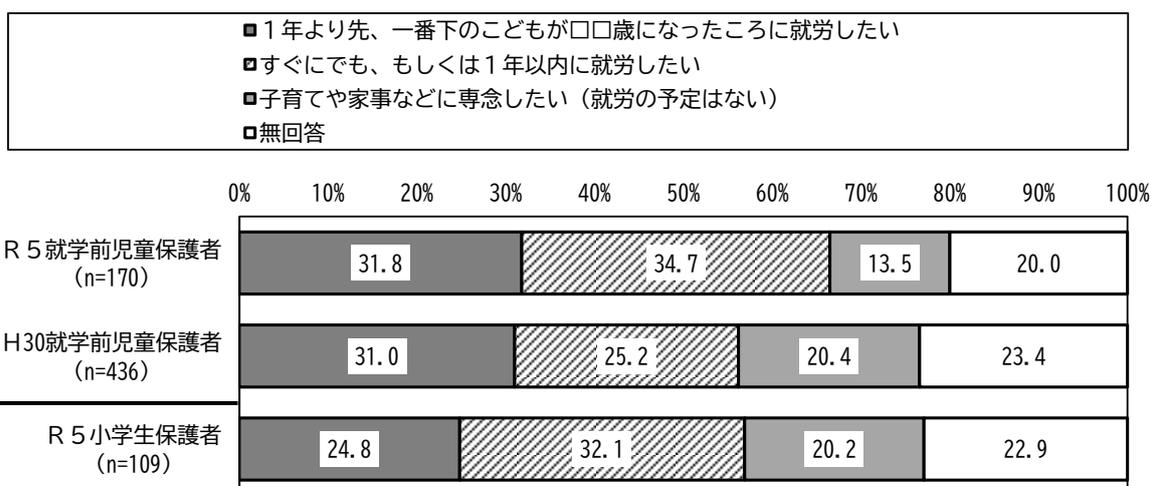
また、小学生の母親は、産休・育休・介護休業中の人を合わせると76.4%が就労しています。

また、就労していないと回答した母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した保護者の割合が、就学前児童の保護者で34.7%と、前回調査時点の25.2%から9.5ポイント増加しており、就労を希望する母親が増えていることがわかります。

■母親の就労状況



■就労していない母親の就労希望



ウ 定期的な教育・保育事業の利用

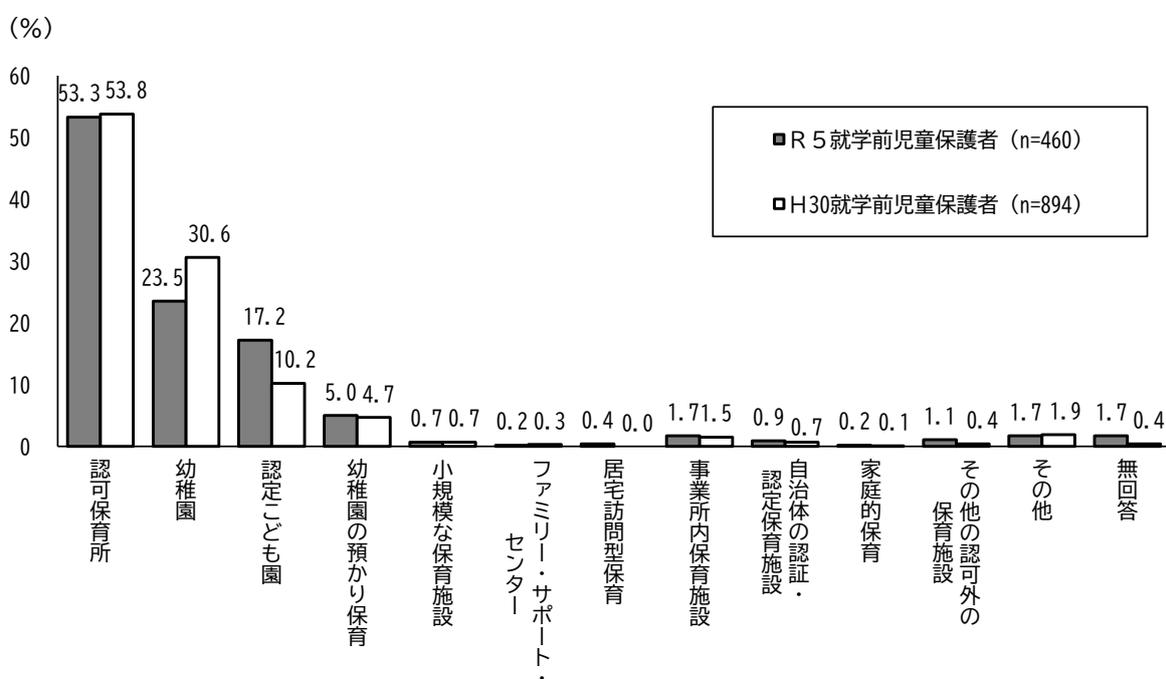
①利用状況

就学前児童の保護者で、定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人は75.2%となり、前回調査時点（71.9%）から3.3ポイント増加しています。

現在利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が53.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が23.5%、「認定こども園」が17.2%、「幼稚園の預かり保育」が5.0%となっています。

また、前回調査時点と比べて、「認定こども園」を利用している人の割合が増加しています。

■定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方の利用事業（複数回答可）

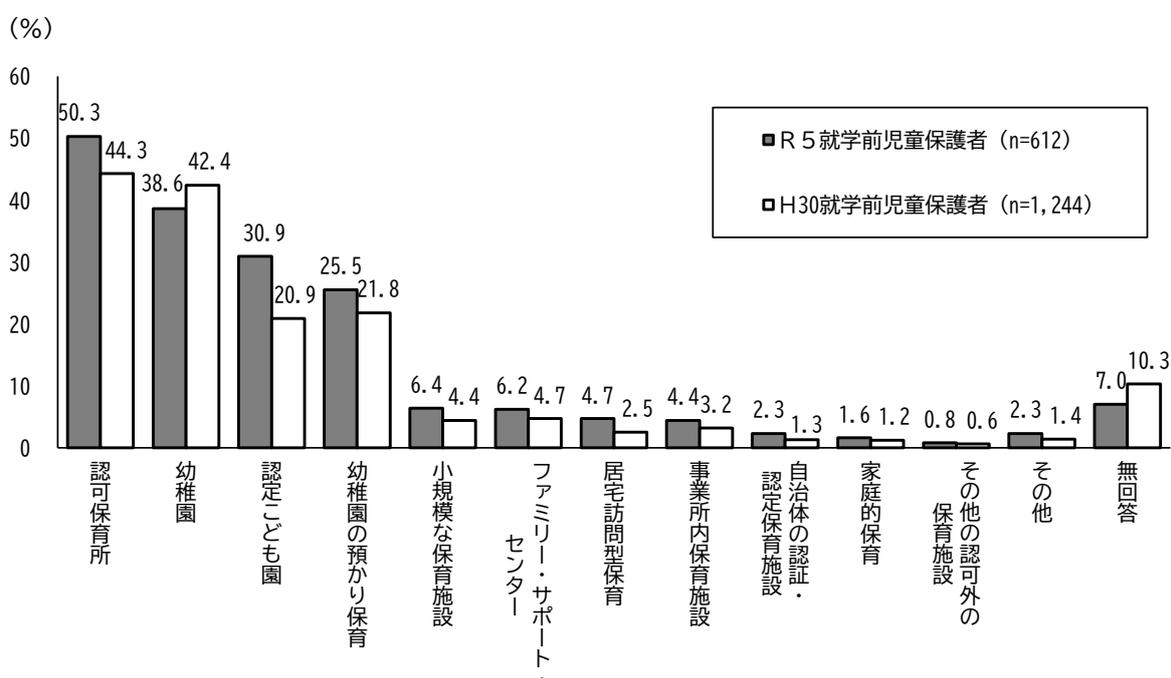


②利用希望

就学前児童の保護者が、今後利用したいと思っている平日の定期的な教育・保育の事業は「認可保育所」が50.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が38.6%、「認定こども園」が30.9%、「幼稚園の預かり保育」が25.5%となっており、特に、「幼稚園」、「認定こども園」及び「幼稚園の預かり保育」では、利用希望が現在の利用状況を上回る結果となっています。

また、前回調査時点と比べると、「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」などの利用希望が増加しています。

■定期的な教育・保育事業の利用希望（複数回答可）

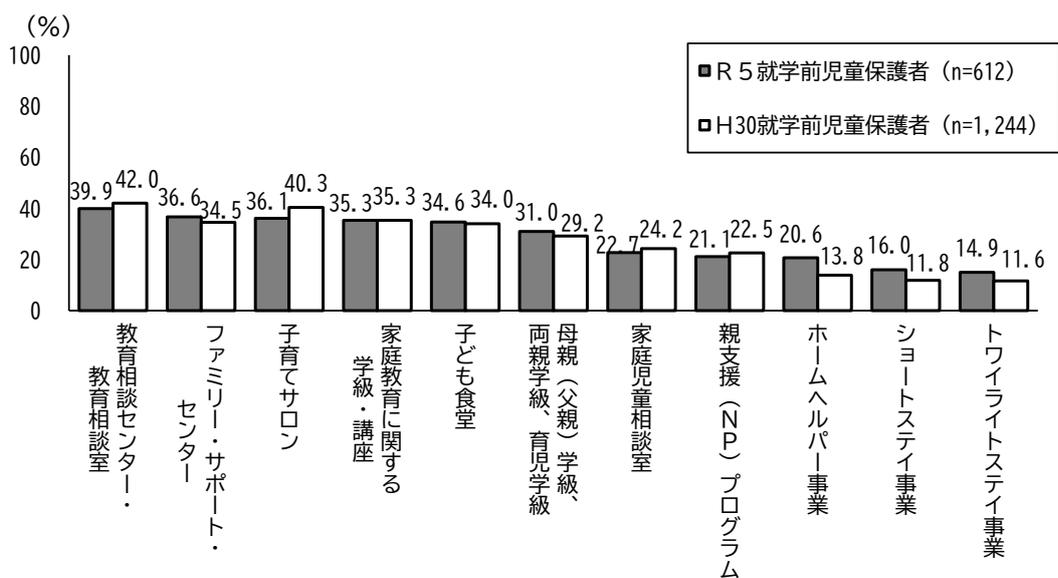
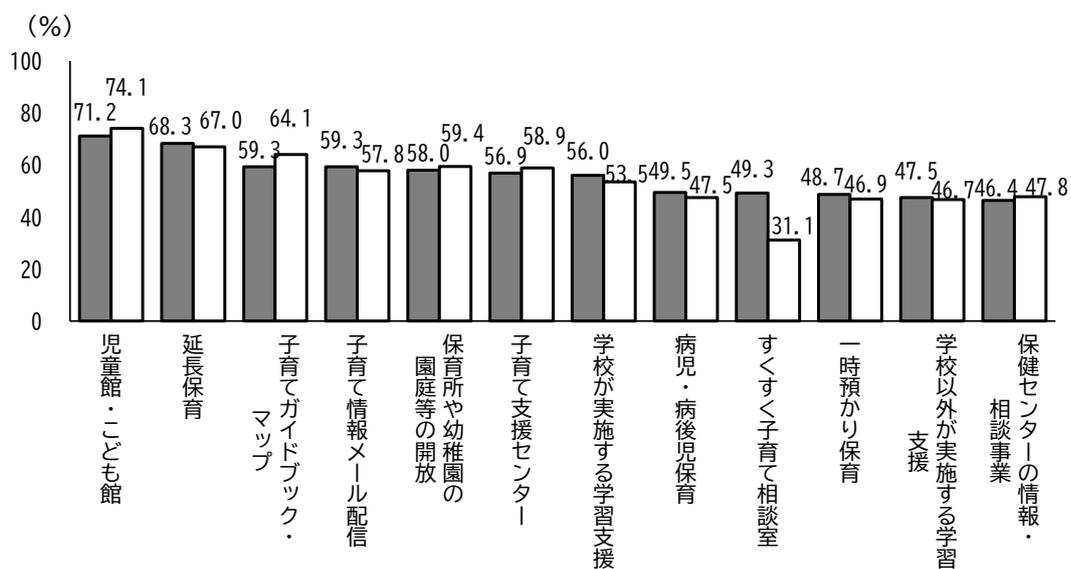


エ 各種事業の利用意向

就学前児童の保護者が、今後利用したいと思っている事業は、「児童館・こども館」が71.2%で最も多く、次いで「延長保育」が68.3%、「子育てガイドブック・マップ」及び「子育て情報メール配信」が59.3%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が58.0%となっています。

また、前回調査時点と比べると、「すくすく子育て相談室」、「ホームヘルパー事業」、「ショートステイ事業」などで利用意向が増加しています。

■各種事業の利用意向（複数回答可）



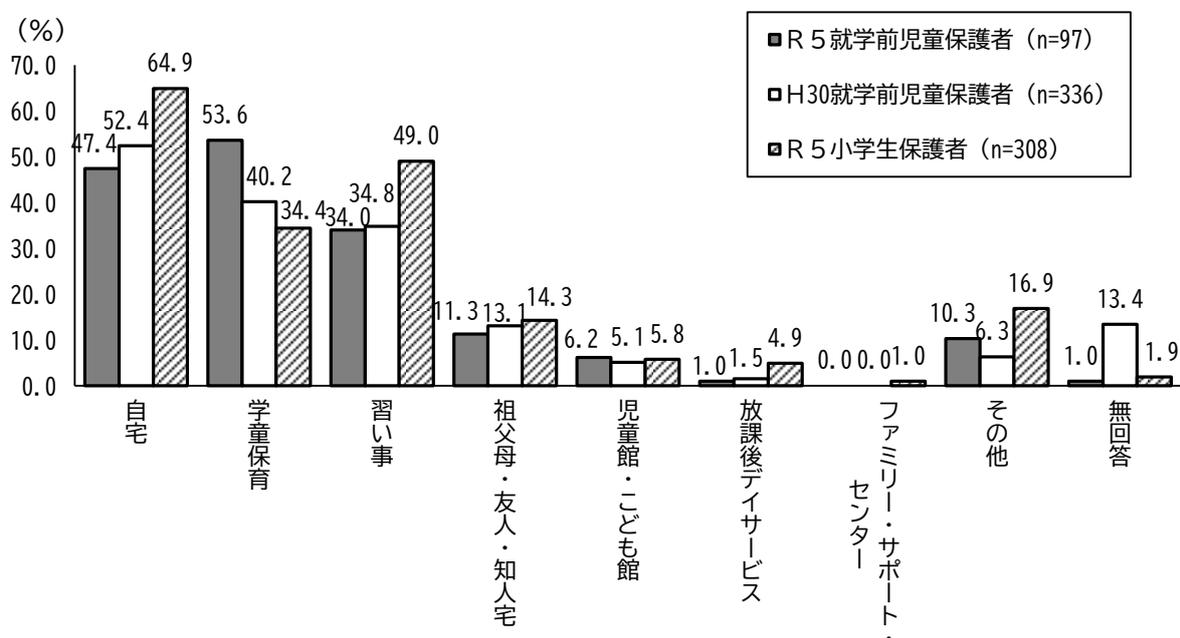
オ 放課後の過ごし方

①希望する低学年時の放課後の過ごし方

こどもの小学校低学年（1～3年生）時に希望する放課後の過ごし方について、就学前児童の保護者では「学童保育」が、小学生の保護者では「自宅」が最も多く過半数を占めています。

また、前回調査時点と比べて、就学前児童の保護者で「学童保育」を希望する人の割合が特に増加しています。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方（複数回答可）

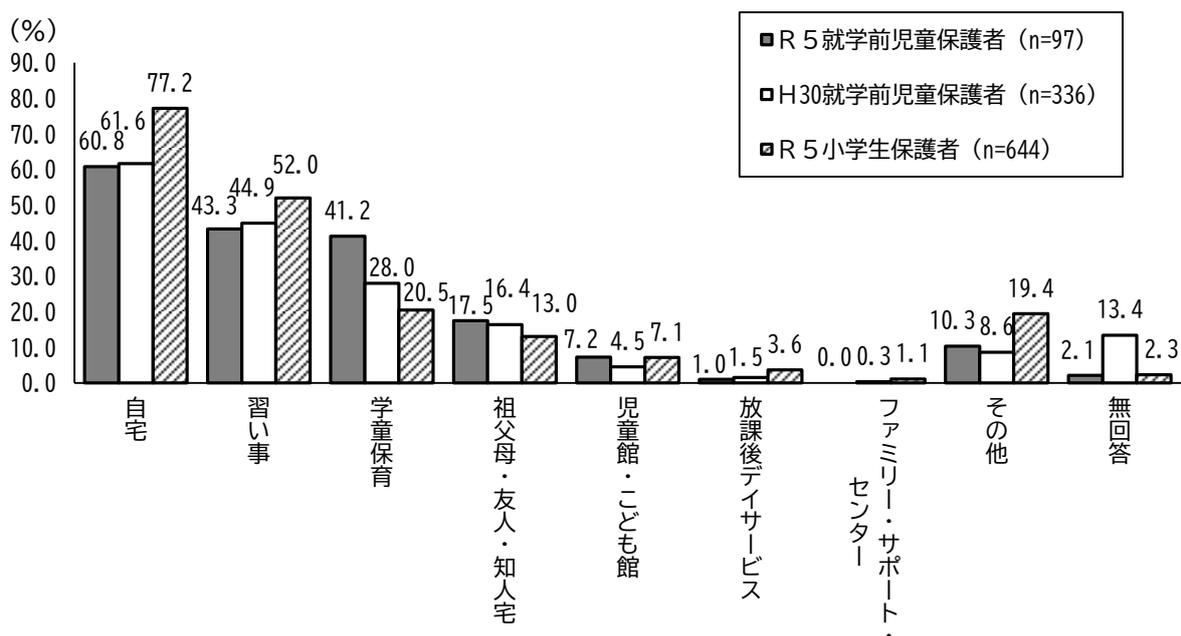


②希望する高学年時の放課後の過ごし方

就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに、こどもの小学校高学年（4～6年生）時に希望する放課後の過ごし方として、「自宅」や「習い事」と回答した人が多くなっています。

また、前回調査時点と比べて、就学前児童の保護者で「学童保育」を希望する人の割合が特に増加しています。

■希望する高学年時の放課後の過ごし方（複数回答可）



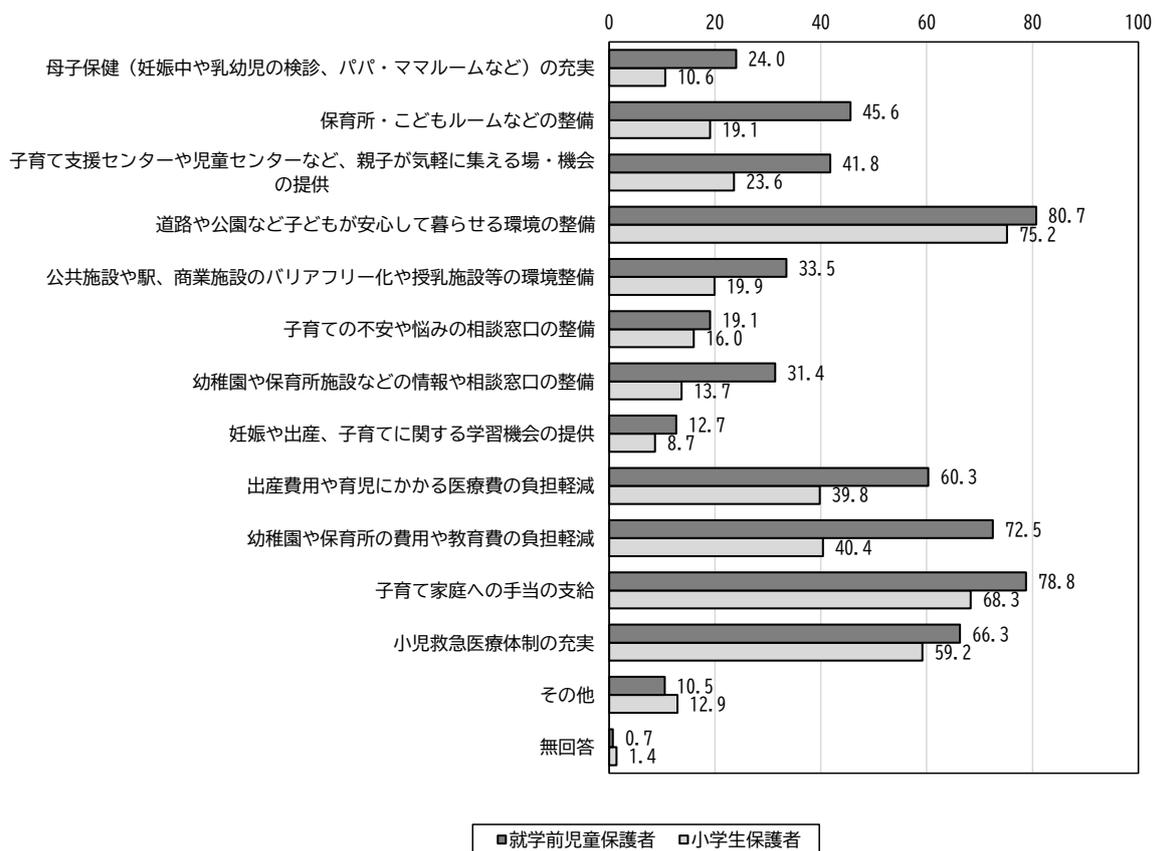
カ 充実させてほしい子育て支援

就学前児童の保護者が、充実させてほしいと期待している子育て支援は、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が80.7%で最も多く、次いで「子育て家庭への手当の支給」が78.8%、「幼稚園や保育所の費用や教育費の負担軽減」が72.5%となっています。

小学生の保護者では、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が75.2%と最も多く、次いで「子育て家庭への手当の支給」が68.3%、「小児救急医療体制の充実」が59.2%となっています。

就学前児童及び小学生の保護者ともに、生活環境の整備や経済的な支援の充実への期待が高いことがわかります。

■充実させてほしい子育て支援



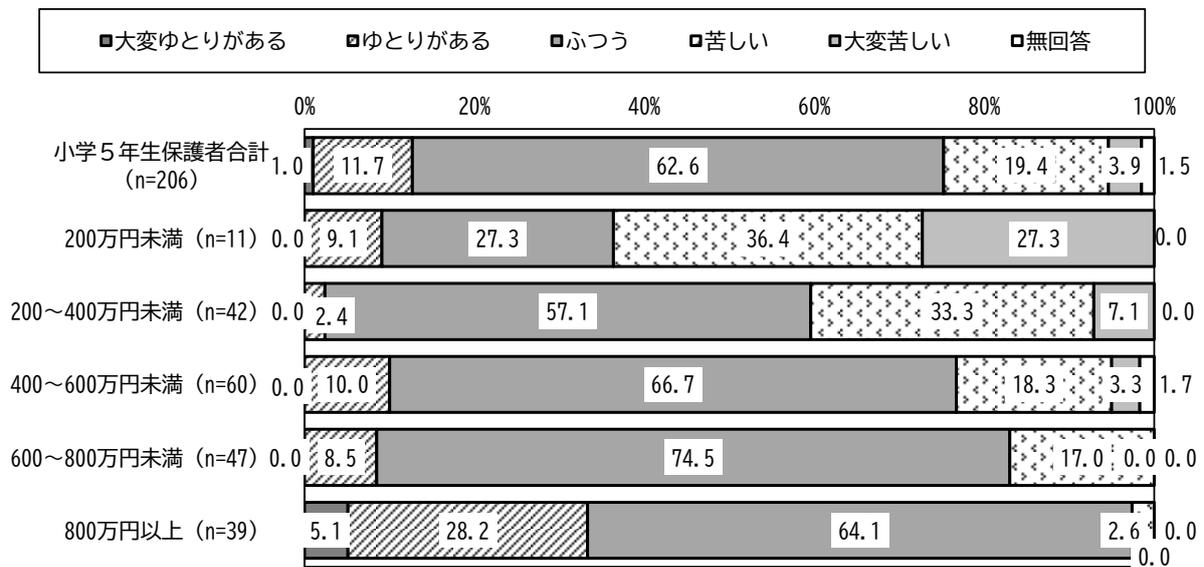
キ 子ども・若者の貧困の解消に向けた対策

①現在の暮らしの状況

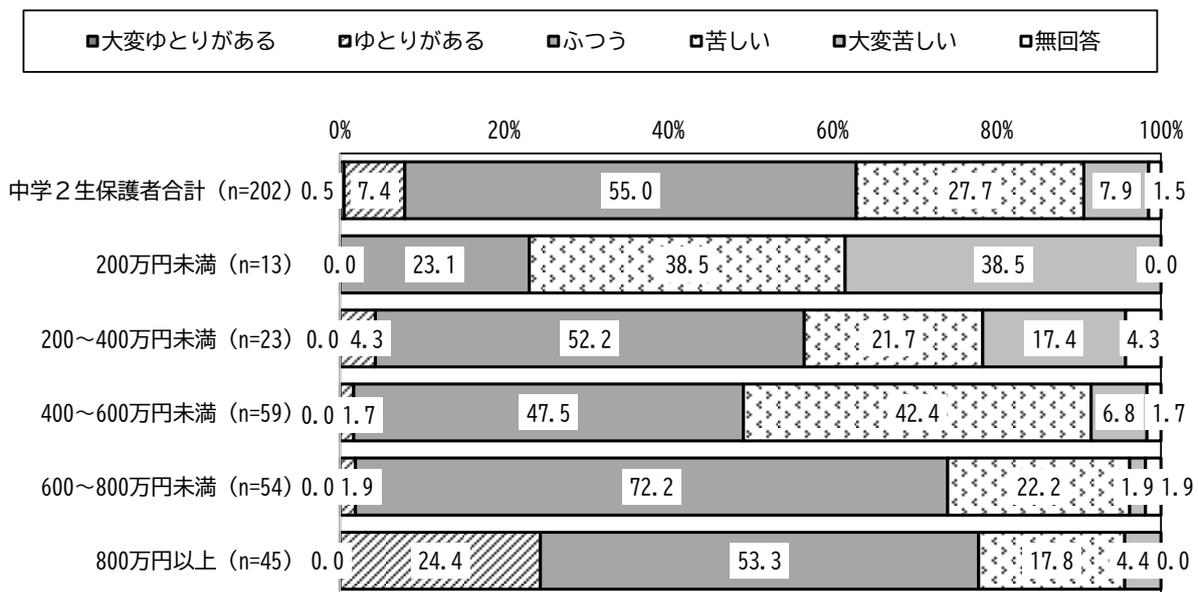
長引く物価高騰などにより、暮らしが「苦しい」又は「大変苦しい」と感じている人が、小学5年生の保護者で23.3%、中学2年生の保護者で35.6%となっています。

収入が400万円以上の世帯は、いずれの保護者もほぼ過半数が「ふつう」と回答していますが、「200万円未満」の世帯では、「大変苦しい」又は「苦しい」と回答した人が小学5年生の保護者では63.7%、中学2年生の保護者では77.0%におよんでいます。

■小学5年生保護者



■中学2年生保護者

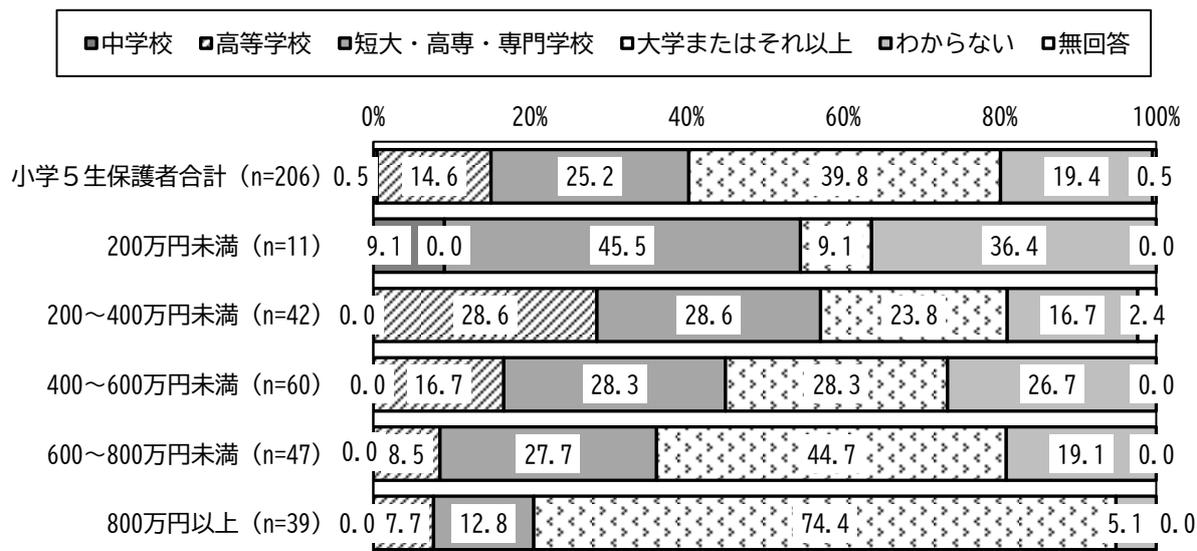


②こどもに受けさせたい教育

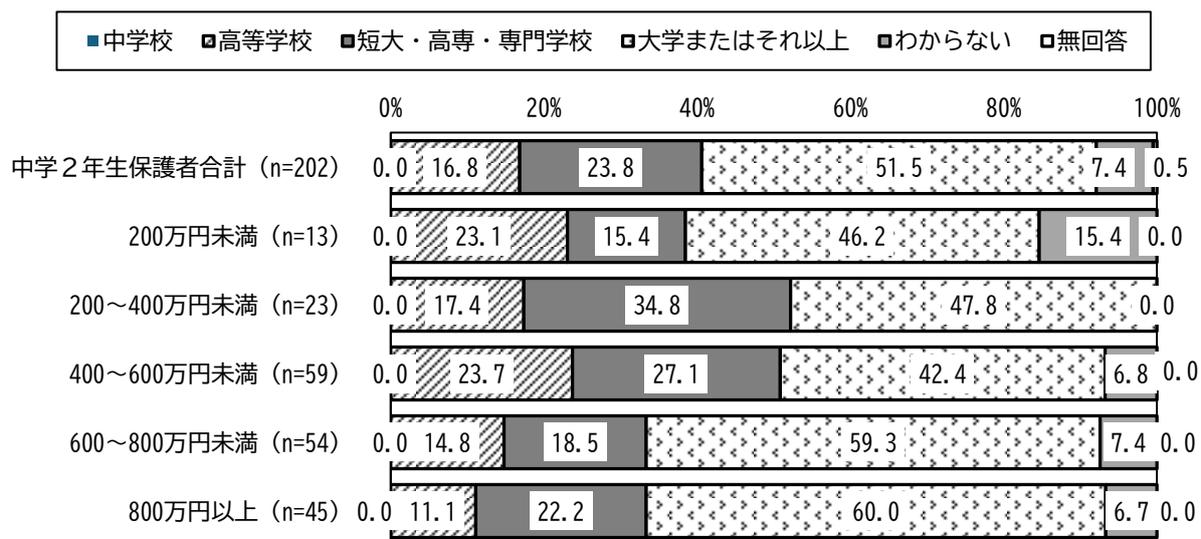
こどもに「大学またはそれ以上」の教育を受けさせたいと思っている保護者が、小学5年生の保護者で約40%、中学2年生の保護者で過半数となっています。

世帯年収が高いほど「大学またはそれ以上」が、世帯年収が低いほど「高等学校」や「短大・高専・専門学校」が多くなる傾向が見られます。

■小学5年生保護者



■中学2年生保護者



ク 最近1か月の気持ち

小学5年生の保護者及び中学2年生の保護者ともに、「神経過敏に感じた」、「何をしても面倒だと感じた」と回答した人が約1割います。

世帯年収が低い世帯ほど、また、暮らしの状況が「苦しい」と回答した世帯ほど、このように感じる人の割合が高くなる傾向が見られます。

■小学5年生保護者

単位：%

		神経過敏に感じた	絶望的だと感じた	そろそろ、落ち着かなく感じた	気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた	何をしても面倒だと感じた	自分は価値のない人間だと感じた	無回答
小学5年生保護者 (n=206)		11.2	4.4	5.8	4.9	12.6	6.3	3.0
世帯年収	200万円未満 (n=11)	45.5	36.4	18.2	18.2	18.2	9.1	-
	200～400万円未満 (n=42)	16.7	9.5	14.3	11.9	16.7	11.9	14.3
	400～600万円未満 (n=60)	13.3	1.7	6.7	5.0	10.0	6.7	-
	600～800万円未満 (n=47)	6.4	-	-	-	17.0	4.3	-
	800万円以上 (n=39)	-	-	-	-	7.7	2.6	-
暮らしの状況	ゆとりあり (n=26)	7.7	-	-	-	3.8	3.8	-
	普通 (n=129)	7.8	1.6	4.7	2.3	10.9	3.9	4.7
	苦しい (n=48)	20.8	14.6	12.5	14.6	22.9	14.6	-

■中学2年生保護者

単位：%

		神経過敏に感じた	絶望的だと感じた	そろそろ、落ち着かなく感じた	気分が沈み込んで、何が起ころうとも気が晴れないように感じた	何をしても面倒だと感じた	自分は価値のない人間だと感じた	無回答
中学2年生保護者 (n=202)		12.9	5.0	5.4	5.0	10.4	4.5	6.7
世帯年収	200万円未満 (n=13)	38.5	15.4	15.4	30.8	15.4	15.4	38.5
	200～400万円未満 (n=23)	17.4	17.4	8.7	8.7	17.4	13.0	21.7
	400～600万円未満 (n=59)	10.2	-	-	1.7	10.2	-	-
	600～800万円未満 (n=54)	13.0	3.7	7.4	3.7	7.4	5.6	3.7
	800万円以上 (n=45)	4.4	2.2	4.4	2.2	6.7	2.2	2.2
暮らしの状況	ゆとりあり (n=16)	6.3	6.3	6.3	-	12.5	-	-
	普通 (n=111)	9.0	2.7	2.7	1.8	9.0	3.6	7.2
	苦しい (n=72)	20.8	8.3	9.7	11.1	12.5	6.9	15.3

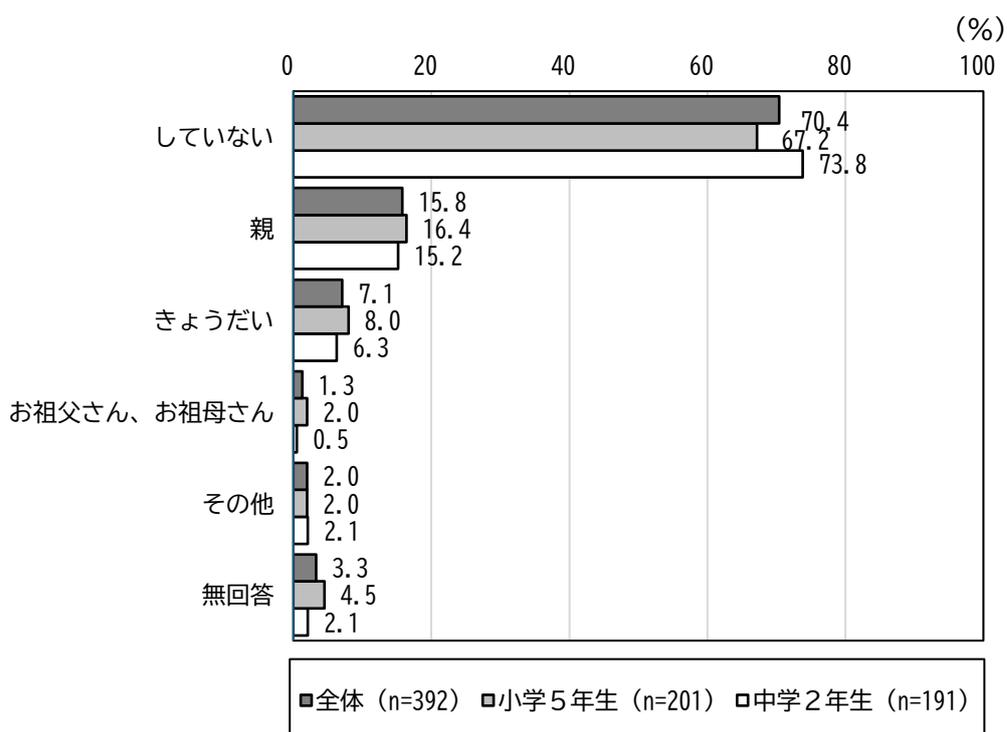
ケ ヤングケアラーの状況

①家族の世話や家事の実施の有無等

普段、大人に代わって家族の世話や家事を「している」こどもが、小学5年生で28.3%、中学2年生で24.1%います。※

また、家族の世話等をしている場合の世話の対象は、小学5年生及び中学2年生ともに「親」が16%前後で最も多く、次いで「きょうだい」となっています。

■ケアの有無及び対象

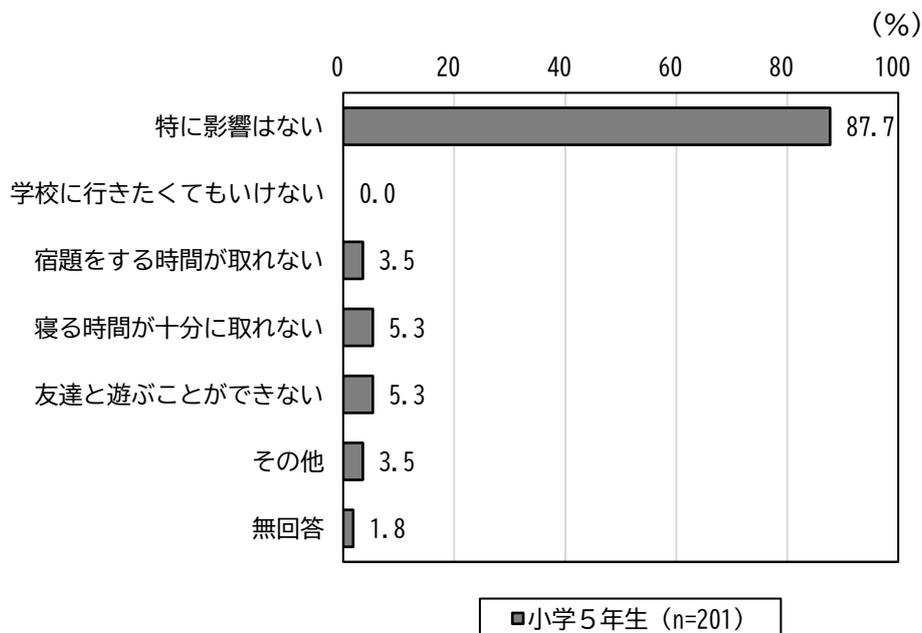


※ ヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法で「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされていますが、市のアンケート調査では、設問の文章を「あなたは、ふだん（月曜日～日曜日）おとなの人に代わって、家族のお世話や家事をしていますか。」として調査を行ったため、上記の調査結果には、法律上のヤングケアラーには該当しない一般的な手伝いをしているこどもが相当数含まれていることが考えられます。

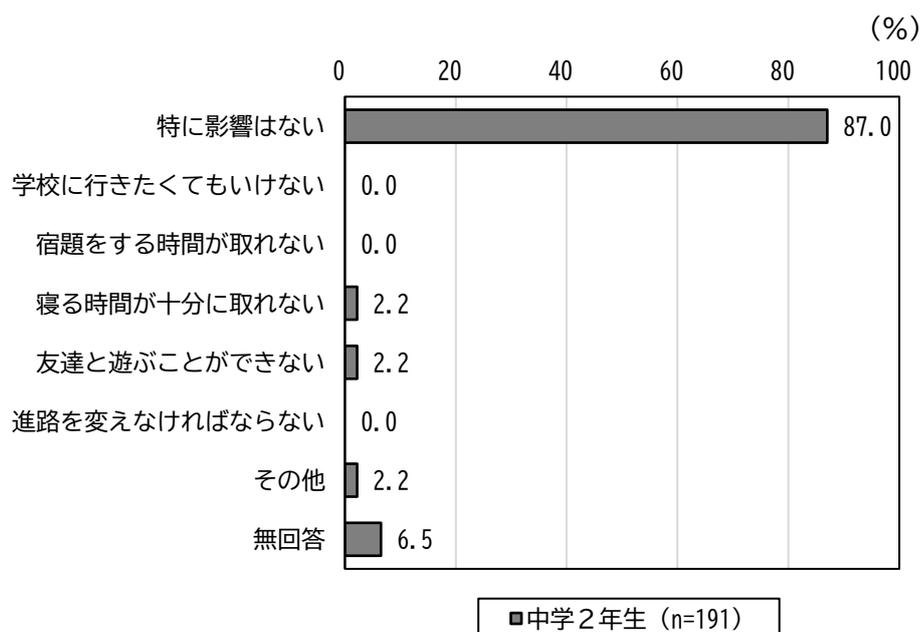
②家族の世話をしていることによる影響

家族の世話をしていると回答した子どものうち、「寝る時間が十分に取れない」又は「友達と遊ぶことができない」と回答したこともが、小学5年生でそれぞれ5.3%、中学2年生でそれぞれ2.2%います。

■小学5年生



■中学2年生



6 高校・大学生年代を対象としたアンケート調査結果の概要

本市が、この計画の策定に当たって実施した高校・大学生年代を対象としたアンケート調査の結果の概要を掲載します。

(1) 調査期間

令和6年9月2日(月)～令和6年10月24日(木)

(2) 調査の実施方法等

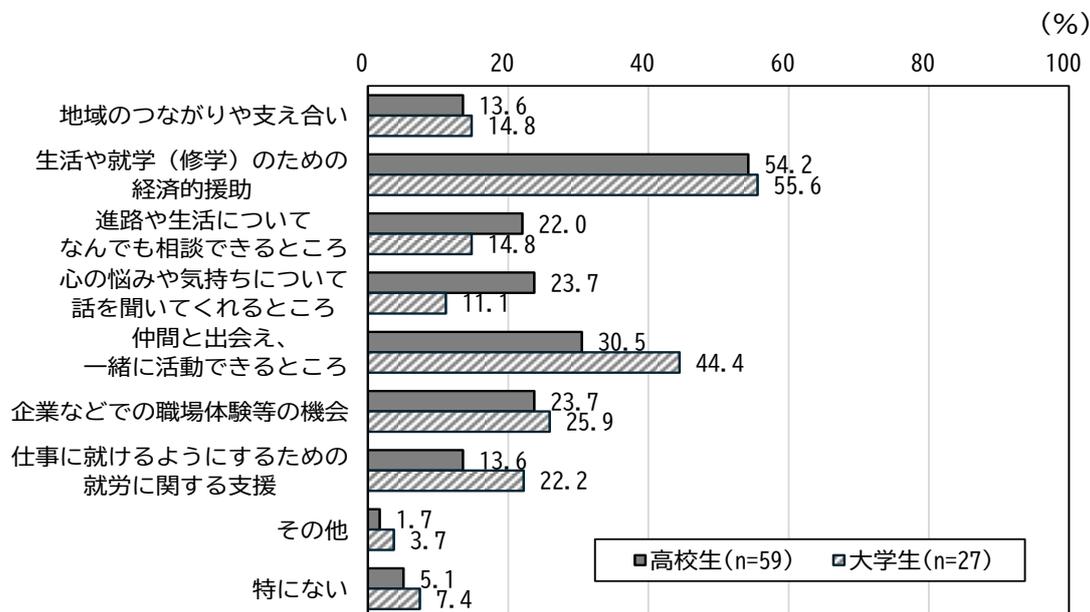
調査対象者	回答者数	回収方法
市内の県立高校の2年生	59人	インターネット調査
市内の大学の学生	27人	インターネット調査及び訪問調査

(3) 調査結果の見方

- ・ 比率は全て百分率(%)で表し、小数第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答については、回答者数を分母として百分率(%)で示しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 複数回答(あてはまるものすべてに○)は、「回答者数」を回答合計としています。

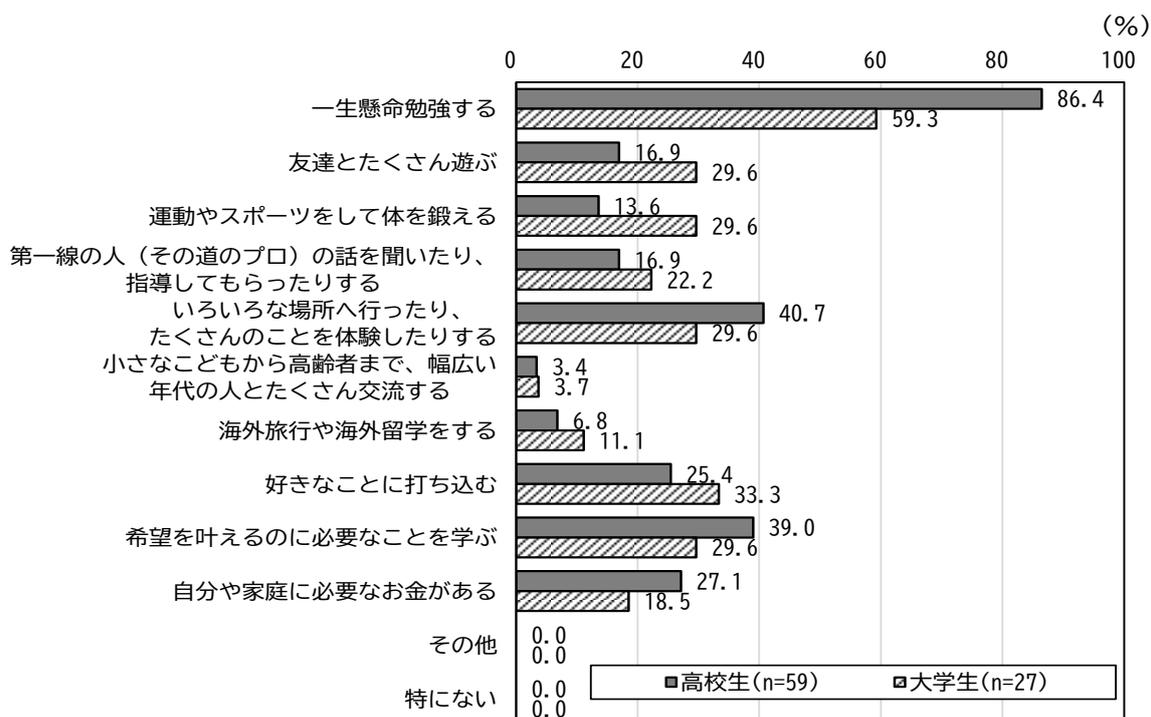
ア 高校・大学生年代の人に向けてあったらよいと思う支援

高校・大学生年代の人が、あったらよいと思っている「若者」へ支援は、「生活や就学（修学）のための経済的援助」が最も多く、次いで「仲間と出会い、一緒に活動できる場所」と「企業などでの職場体験などの機会」が多くなっています。



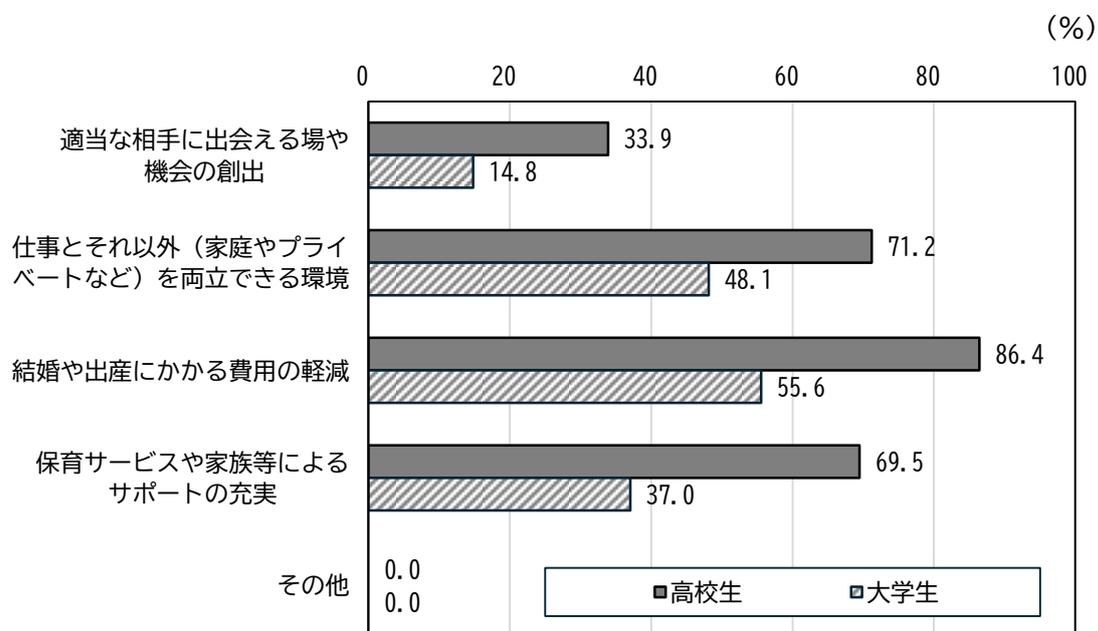
イ 夢の実現や希望の職業に就くために必要だ（必要だった）と思うこと

夢の実現や希望の職業に就くために必要だ（必要だった）と思うことは、「一生懸命勉強する」が最も多く、次いで「いろいろな場所へ行ったり、たくさんのことを体験したりする」と「希望を叶えるのに必要なことを学ぶ」が多くなっています。



ウ 将来の結婚や出産に必要な環境や支援

将来、結婚や出産をしたら、どのような環境や支援が必要だと思うかについては、「結婚や出産にかかる費用の軽減」が最も多く、次いで、「仕事とそれ以外（家庭やプライベートなど）を両立できる環境」が多くなっています。



7 第2期計画の達成状況

(1) 計画全体及び基本目標ごと

令和5年度における「第2期加須市子ども・子育て支援計画」の目標値の達成率は、計画全体で78%となっています。

基本目標ごとでは、全ての基本目標で7割以上の達成率となっており、なかでも、「2 親と子の健康づくり」、「3 ワーク・ライフ・バランスの子育て支援」、「6 子どもの貧困対策の推進」では、達成率が80%超と高くなっています。

その他の基本目標では、達成率が80%未満となっていますが、「4 教育環境の充実」と「5 安全で安心な生活環境の充実」では、達成率が年々上昇しており、おおむね順調に推移しています。

■第2期加須市子ども・子育て支援計画の目標値の達成率（令和2～5年度）

基本目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 子育て家庭への人的・経済的支援	80%	66%	77%	70%
2 親と子の健康づくり	67%	64%	79%	82%
3 ワーク・ライフ・バランスの子育て支援	87%	79%	87%	87%
4 教育環境の充実	59%	68%	74%	79%
5 安全で安心な生活環境の充実	68%	70%	73%	76%
6 子どもの貧困対策の推進	84%	82%	91%	84%
合計	75%	70%	79%	78%

※ 計画全体又は基本目標ごとの達成率は、計画全体又はそれぞれの基本目標に属する事業のうち、目標値を「達成」又は「おおむね達成」した事業がどれくらいあったかを表しています。

(2) 各基本目標に係る主要施策ごと

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会活動の制限等が行われたことによる影響もあり、多くの人々が連携して行う取組や交流する取組を比較的多く含む基本目標 1 の「(1) 地域での子育て家庭への支援」、基本目標 4 の「(3) 家庭教育への支援」及び基本目標 5 の「(2) 子どもの遊び場の確保」で、目標値の達成率が低くなっています。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
基本目標 1 子育て家庭への人的・経済的支援					
	(1) 地域での子育て家庭への支援	61%	39%	61%	47%
	(2) 幼児教育・保育の無償化	93%	86%	86%	93%
	(3) 子育て家庭への経済的支援の充実	100%	89%	96%	92%
	(4) 要保護児童への相談体制の強化	80%	69%	77%	69%
基本目標 2 親と子の健康づくり					
	(1) 親と子の健康づくり	65%	58%	77%	81%
	(2) 保健医療の充実	71%	86%	86%	86%
基本目標 3 ワーク・ライフ・バランスの子育て支援					
	(1) 仕事と子育ての両立	79%	71%	82%	78%
	(2) 子育て安心プランの推進	100%	87%	93%	100%
	(3) 新・放課後子ども総合プランの推進	100%	100%	100%	100%
基本目標 4 教育環境の充実					
	(1) 学校教育の充実	72%	78%	84%	88%
	(2) 幼児教育の充実	73%	100%	91%	91%
	(3) 家庭教育への支援	36%	40%	52%	64%
基本目標 5 安全で安心な生活環境の充実					
	(1) 安全で安心なまちづくり	79%	90%	90%	90%
	(2) 子どもの遊び場の確保	53%	43%	50%	57%
基本目標 6 子どもの貧困対策の推進					
	(1) 子どもの貧困対策	84%	82%	91%	84%

※ 主要施策ごとの達成率は、各主要施策に属する事業のうち、目標値を「達成」又は「おおむね達成」した事業がどれくらいあったかを表しています。

8 主な課題

(1) 国の動向、社会の状況、統計データなどから

①少子化、未婚化などへの対策

婚姻数や出生数が減少する中、結婚・出産の希望が叶えられない大きな理由として、仕事の問題、経済的事情、適当な相手にめぐり会わないことなどが挙げられています。

市が実施したアンケート調査結果でも、高校・大学生年代の人の多くが、将来、結婚や出産をするとした場合に必要な環境や支援として、結婚・出産にかかる費用の軽減や仕事と仕事以外のことを両立できる環境づくりへの期待が高くなっています。

課題

若い世代の人が結婚や出産に希望を持てるとともに、結婚や出産を望む人の希望を実現するための支援や環境づくりを推進する必要があります。

②社会問題化している子ども・若者の犯罪や自殺などへの対策

インターネット利用の低年齢化が進む中で、子ども・若者の犯罪や自殺などが社会問題化しています。

課題

子ども・若者を**犯罪**や自殺、交通事故、虐待などから守るための教育や、SOSを早期に把握し支援する相談体制やネットワークの強化に取り組む必要があります。

③子ども基本法の理念の実現

子ども基本法が施行され、「子ども」には若者を含み、必要な支援が特定の年齢で途切れないように支えていくことが明確化されるとともに、法の基本理念にのっとり、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務となりました。

課題

子ども・若者の意見形成や意見表明の機会の確保、**若者に対する支援**、子ども・若者の成長や子育てを支えるやさしい社会づくりなどを推進する必要があります。

④ヤングケアラー対策

子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーの支援が法制化されました。

課題

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者を早期に発見・把握し、**支援**につなげていく必要があります。

(2) アンケート調査の結果から

①教育・保育のニーズへの対応

「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」について、高い利用ニーズがあります。特に、「幼稚園」、「認定こども園」及び「幼稚園の預かり保育」では、現在の利用状況を上回る利用ニーズとなっています。

課題

教育・保育の提供体制を維持し、質を高める必要があります。

②子育て世帯の経済的負担の軽減

約 3 割の保護者が、現在の暮らしの状況を「苦しい」と回答しており、出産費用や育児にかかる医療費、幼稚園や保育所の費用及び教育にかかる費用の負担軽減への期待が高くなっています。

課題

子育て家庭の生活支援、親子の健康づくりへの支援、教育や保護者の就労支援など、様々な角度から対策を講じる必要があります。

③こども・若者の居場所や遊び・体験の機会の確保・充実

約 8 割の保護者が、市に充実を期待する子育て支援として、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」を挙げています。

また、高校生・大学生年代において、仲間との出合いや一緒に活動できる場所や様々な体験をすることができる機会の提供に対する期待が高くなっています。

課題

新たな居場所などを創出するとともに、既存の居場所などが、こども・若者にとってより良い居場所などとなるよう、環境整備や質の向上に取り組む必要があります。
また、こども・若者が夢や希望を持ってチャレンジできる環境づくりが必要です。

(3) 第 2 期計画の実施状況から

①達成率が低い施策の強化

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会活動の制限等が行われたことによる影響もあり、第 2 期計画の主要施策のうち、地域や家庭等と連携して実施する啓発活動や学習・スポーツ等の交流機会の提供等の取組を比較的多く含む施策で、目標値の達成率が低くなっています。

課題

地域全体でこどもの育ちや子育てを支えていくための人材を確保し、多様な担い手による活動を推進していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

◇◆基本理念◆◇

すべてのこども・若者が夢や希望を持って成長し活躍できるまち・
子育てに希望や喜びを実感できるまちをつくる

こども・若者が尊厳を重んぜられ、自身の希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、将来結婚や出産を希望している人や子育てをしている人が結婚や出産、子育てにより希望や喜びを感じられるようになることは、少子化・人口減少の流れを変えるとともに、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

本市では、この基本理念の下に、市民、地域の団体、こども・若者への支援や子育て支援に関わる関係機関との協働によって、様々な施策をきめ細やかに実施し、「すべてのこども・若者が夢や希望を持って成長し活躍できるまち」、「子育てに希望や喜びを実感できるまち」の実現を目指します。

2 基本目標

国の子ども大綱の体系及び埼玉県子ども計画の骨子を勘案し、本計画の基本目標を次のとおりとします。

なお、基本目標は、「子ども・若者支援」に関するものと「子育て支援」に関するものの2つに分類し、「子どもまんなか」の観点から「子ども・若者支援」に関するものを前半に記載することとした上で、1から6までの「子ども・若者支援」に関する基本目標は、より重要度の高いものから順に記載し、7から12までの「子育て支援」に関する基本目標は、出産前から子どもの成長の時系列などを考慮して記載しています。

基本目標1 子ども・若者が意見を表明しやすい環境をつくる

全ての子どもが、個人として尊重され、常に子どもの最善の利益が第一に考えられる社会とするため、子どもの人権に関する教育を推進するとともに、子どもが自由に意見を表明しやすい環境づくりと気運の醸成に取り組みます。

基本目標2 児童虐待から子どもを守る

子育てに困難を感じている家庭や子どものSOSを早期に把握し、地域のネットワークと一体となって児童虐待の防止に取り組む体制を強化するとともに、関係機関と連携し、養育環境の改善や親子関係の再構築などを支援します。

基本目標3 子ども・若者を自殺や犯罪などから守る

子ども・若者の生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があることなどを踏まえ、子ども・若者の生命を守り、犯罪や事故、災害などから安全を確保するための対策を推進します。

基本目標4 配慮を要する子ども・若者の暮らしを支える

子ども・若者の未来が、生まれ育った環境によって左右されることがないように、子ども・若者の貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するとともに、ひきこもりや不登校、障がいのある子ども・若者などを支援します。

基本目標5 子ども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる

子ども・若者が、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、成年年齢を迎える前に必要となる知識の習得や多様な体験を積むための教育、活動の場を提供します。

基本目標6 未来を切り拓くこども・若者を応援する

若者が、将来への展望を持って生活できるような環境を整備するため、関係機関と連携し、新規就労や離職後の再就職、経済的自立などを支援します。

基本目標7 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援する社会となるよう、組織において育児休業などを取得しやすい就労環境や組織風土が実現されるようにするための啓発などに取り組みます。

基本目標8 こども・若者の育ちの「支え手」を増やす

地域や家庭において、こども・若者の健やかな育ちや子育てへの支援に携わる担い手の確保に努めるとともに、これらの支援に携わっている多様な担い手との連携を強化します。

基本目標9 結婚・出産の希望を実現させる

少子化の進行に歯止めをかけるとともに、結婚や出産を希望しながら叶えることが困難な状況にある人の希望を実現するため、若い世代が結婚・出産に希望を持てる環境の整備や、希望を叶えるための支援をします。

基本目標10 親と子の健康を支える

親と子の健康を守るための支援を、妊娠から子育てまで切れ目なく提供します。

また、親と子が必要な医療を受けることができるよう、医療の提供体制の充実に努めるとともに、医療にかかる経済的負担を軽減します。

基本目標11 こども・若者、子育てにやさしい環境をつくる

地域全体でこども・若者や子育て当事者を支える気運を醸成します。

また、行政手続におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や子育て中の人同士の交流機会の創出など、安心して子育てできる環境を整備します。

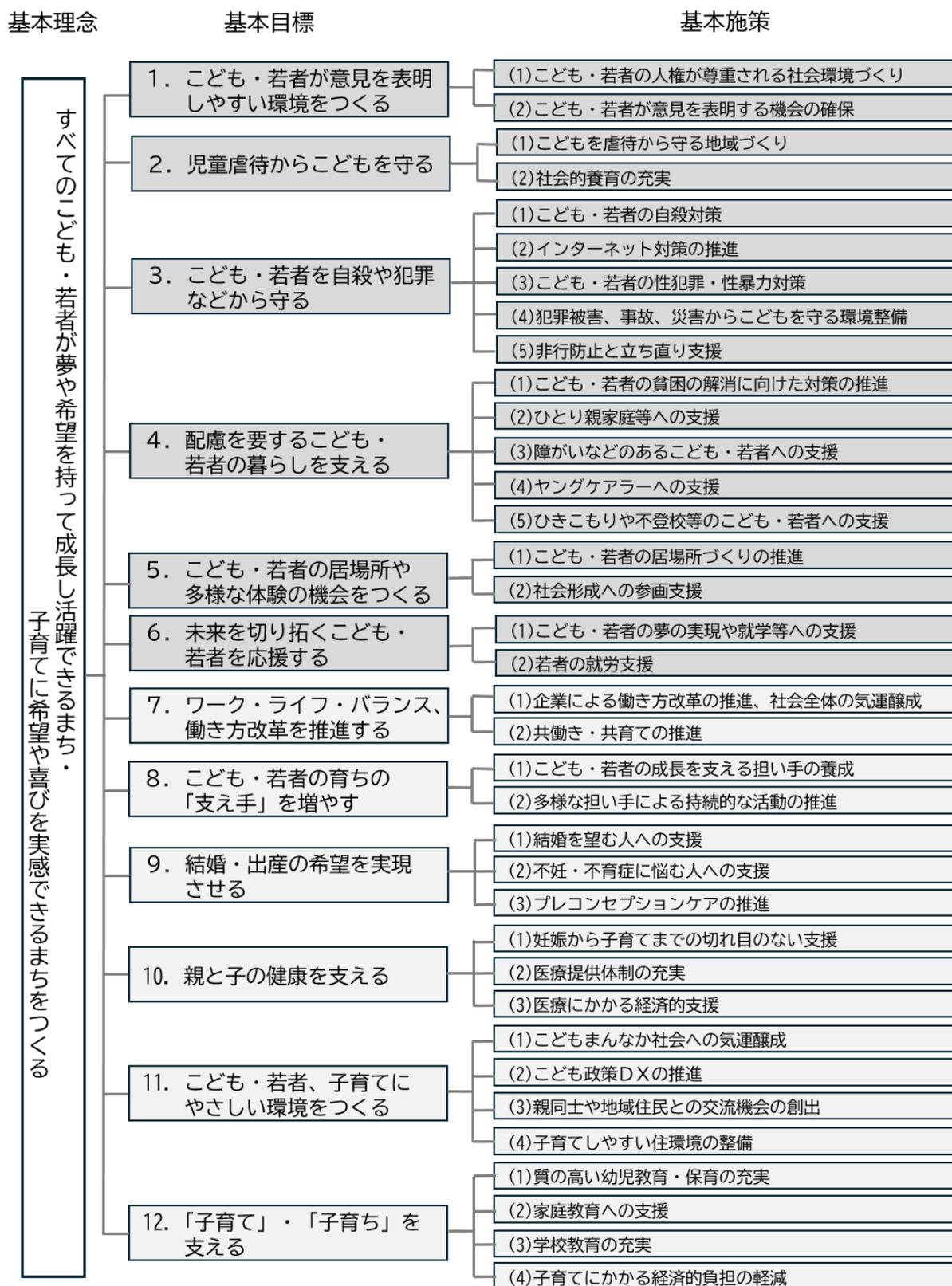
基本目標12 「子育て」・「子育て」を支える

利用ニーズが高い幼児教育・保育の提供体制を確保し、質を高めます。

また、家庭教育への支援及び学校教育を充実させるとともに、子育てにかかる経済的負担を軽減します。

3 施策の体系

- こども・若者支援に関する基本目標
- 子育て支援に関する基本目標



4 SDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

この計画を推進していくに当たり、関連する項目を位置付け、意識的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsにおける17の目標の施策との対応

項目	1	2	3	4	5	6	7
	貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー
	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 	7 エネルギーもみんなにそしてクリーンに 
1 こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくる				●			
2 児童虐待からこどもを守る	●		●				
3 こども・若者を自殺や犯罪などから守る	●		●	●			
4 配慮を要するこども・若者の暮らしを支える	●	●	●	●			
5 こども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる				●			
6 未来を切り拓くこども・若者を応援する	●			●			
7 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する				●	●		
8 こども・若者の育ちの「支え手」を増やす			●	●			
9 結婚・出産の希望を実現させる			●		●		
10 親と子の健康を支える		●	●	●			
11 子ども・若者、子育てにやさしい環境をつくる			●				
12 「子育て」・「子育ち」を支える			●	●			

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
8 健全な人も経済成長も	9 企業と民間部門の革新を促そう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを増そう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう
		●						●	●
								●	●
			●					●	●
		●						●	●
			●						●
●								●	●
●									●
									●
		●							●
		●							●
			●					●	●
				●				●	●

第2編 施策の展開

(空白頁)

基本目標1 子ども・若者が意見を表明しやすい環境をつくる

(1) 子ども・若者の人権が尊重される社会環境づくり

ア こどもの権利条約の考え方を含め、子ども基本法の趣旨や内容などが社会全体で共有されるよう、ホームページなどで広く情報発信します。

イ 子ども基本法の趣旨や内容などについて、子ども・若者の理解が深まるよう、子ども家庭庁が子ども・若者向けに作成した資料や動画を有効に活用します。

(2) 子ども・若者が意見を表明する機会の確保

ア 小・中学生が、未来に向けて考えていることや、日常生活や学校生活の中で感じていることを、市や大人に伝える機会を設けます。

イ 子ども・若者の市議会への理解と関心を高めるとともに、その意見を取り入れるための取組を推進します。

ウ 若者が地域のために実施している市の魅力の発掘・発信等の活動を支援します。

エ 児童館や放課後児童健全育成室などで行うイベントの企画や運営に、子ども・若者の意見を積極的に取り入れる措置を講じます。

オ 子どもを対象とした事業の企画や運営に携わる子ども・若者の参画を促進します。

指標	現状値（令和5年）	目標値（令和11年度）
子ども政策に関して自身の意見が聴いてもらえていると思う子ども・若者の割合	%	%

※ 現状値は、子ども家庭庁「子ども・若者の意識と生活に関する調査」の結果

基本目標2 児童虐待から子どもを守る

(1) 子どもを虐待から守る地域づくり

ア すくすく子育て相談室に家庭児童相談員を配置し、こどもの養育に関する相談指導を行い、家庭におけるこどもの福祉を増進します。

イ 要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議）を開催して関係機関との連携を強化し、要保護児童などに対する情報交換や支援についての協議を行い、児童虐待の予防から早期発見・早期対応、保護、支援、アフターケアまでを総合的に支援します。

ウ 虐待を発見した、虐待を受けている、虐待をしてしまったなどの情報を早期に把握し、早期対応につなげるため、児童虐待を発見等した場合の相談窓口を周知します。

エ 児童虐待の深刻さやこどもの安全を守ることの重要性を広く啓発するため、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン運動」への参加や、主任児童委員・児童委員と共同で実施する児童虐待防止啓発活動などを推進します。

(2) 社会的養育の充実

ア 保護者の育児疲れや疾病などの理由により家庭におけるこどもの養育が一時的に困難となった場合や、保護者の育児不安や過干渉などによりこども自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合などのこどもの短期預かりを行う施設を確保します。

イ 保護を必要とするこどもの里親委託を推進するため、埼玉県との連携や里親支援センターを活用するなど、里親制度を周知します。

ウ 児童虐待により家庭での養育が困難であって、施設入所による支援が必要な場合に、母子生活支援施設と連携して、母子の生活の安定や親子関係の再構築などを支援します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
要見守り世帯のうち定期的な見守りの必要がなくなった世帯の割合	%	%

基本目標3 こども・若者を自殺や犯罪などから守る

(1) こども・若者の自殺対策

- ア 市が実施するところの健康づくりのための取組について、こども・若者になじみやすいSNSなどを活用して発信し、利用を促します。
- イ 自殺予防週間（9月10日～9月16日）や自殺対策強化月間（3月）に、国や埼玉県などと連携して、こども・若者の自殺予防について、こども・若者に届くように啓発します。
- ウ 悩みを抱えているこども・若者のSOSに気づくことができる人材を育成するため、こども・若者への支援に携わる人のゲートキーパー研修への参加を促進します。
- エ 各小・中学校における指導体制を充実させ、いじめを未然に防止し、早期に発見し、早期に対応します。
- オ 病気や生活困窮などの困難を抱えているこども・若者が、孤立に陥って抱え込まないようにするため、様々な機会を捉えて相談の機会や利用できるサービスなどの情報を発信して、これらにつながることをできるようにします。

(2) インターネット対策の推進

- ア こどもとその保護者に対し、フィルタリングの促進や保護者によるこどもの携帯電話・スマートフォンの使用時間の確認など、こどもが安心してインターネットを利用できる環境づくりについて周知します。
- イ SNS上でのこどもの性被害や人権侵害などを防ぐため、情報モラル教育を推進し、こどものメディアリテラシーの習得を図ります。

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- ア 性犯罪・性暴力に遭った人やその家族などからの相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供する相談窓口について、こども・若者に周知します。
- イ 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」により、学校や保育所などの設置者が行うこととされた措置を適切に実施します。

(4) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

- ア 犯罪の発生状況や防犯情報などをホームページや防災行政無線、メール、LINEなどで配信し、地域全体の防犯意識を高めます。
- イ 保育所、幼稚園、小・中学校において幼児、児童、生徒を対象とした交通安全教育や防犯教育、防災教育を関係機関と連携して推進します。
- ウ 防犯灯の設置や維持管理を適切に行うとともに、通学路の安全確保や交通安全施設の整備を推進します。
- エ 登下校時の児童・生徒を不審者や痴漢などから守るため、市や地域住民などによるこどもの見守り活動を推進します。
- オ 犯罪による被害の軽減と早期回復を図るため、犯罪被害に遭った人やその家族の声を聴き、必要とする情報の提供や支援を総合的に提供し、支援する相談窓口を周知します。

(5) 非行防止と立ち直り支援

- ア 小・中学生を対象に、万引きやいじめ、SNSなどに係るインターネットの正しい使い方などを題材とした授業や非行防止教室などを開催します。
- イ 関係機関や関係団体と連携して、犯罪防止や非行防止などの防犯活動を推進します。
- ウ 「社会を明るくする運動」などを通じて、罪を犯した子ども・若者の更生について社会全体の理解を深めます。
- エ 保護司や更生保護活動団体の活動への支援を通じて、犯罪や非行を行った子ども・若者の立ち直りを支援します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
子ども・若者（39歳以下）の自殺者数	人	人
人口1,000人当たりの刑法犯認知件数	件	減少させる

※ 人口1,000人当たりの刑法犯認知件数は、各年末日現在の件数

基本目標4 配慮を要するこども・若者の暮らしを支える

(1) こども・若者の貧困の解消に向けた対策の推進

- ア こども食堂やフードパントリーの活動を行う団体への支援を通じて、経済的に厳しい状況に置かれているこども・若者の食や学びを支援します。
- イ 生活困窮により保護が必要な子育て世帯に対し、生活困窮の程度に応じて保護を実施するとともに、自立に向けて就労を支援します。
- ウ 生活に困窮している若者について、自立した生活を送ることができるよう支援プランを作成し、適切なサービスにつなげるなど支援します。
- エ 経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品費、校外活動費などの必要な援助をします。
- オ 生活保護受給世帯の中学生及び高校生並びに就学援助受給世帯の中学3年生の学習支援をします。

(2) ひとり親家庭等への支援

- ア 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等に児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援します。
- イ ひとり親家庭等の児童とその保護者が、安心して必要な医療を受けられるよう、医療費の一部を助成します。
- ウ 生活基盤の安定に資する専門資格の取得を目指す母子家庭の母又は父子家庭の父に、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金などを支給し、就業を支援します。
- エ 父母の一方又は父母がともに死亡した児童の保護者に遺児手当を支給し、児童の福祉を増進します。
- オ 交通遺児を養育している人に交通遺児支援金を支給するとともに、埼玉県交通安全対策協議会が行う援護金等の給付制度を周知することにより、交通遺児を支援します。
- カ 養育費の履行確保を図るため、養育費に関する相談窓口を周知するとともに、関係課の連携を強化します。

(3) 障がいなどのあるこども・若者への支援

- ア 精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において特別の介護を必要とするこども・若者に対し、障がいの程度や年齢に応じて、障害児福祉手当又は特別障害者手当を支給します。
- イ 精神又は身体に重度の障がいのある在宅のこども・若者に対し、在宅重度心身障害者手当を支給します。
- ウ 障がいのある就学前のこどもに対し、こどもの発達に応じて、集団保育や就学に向けた指導訓練の場を提供します。
- エ 学校と教育センターが連携した特別支援教育を充実させます。
- オ 医療的ケア児等コーディネーターの配置を進めるとともに、関係機関と連携し、支援体制の整備を進めます。
- カ 障がいのあるこども・若者の日中活動の場や創作的活動の機会を確保します。
- キ 障がいのある18歳未満のこども・若者が、サービス提供事業者から必要なサービスの提供を受けた場合に、利用者負担を除くサービス費用を給付します。
- ク 屋外での移動が困難な障がいのあるこども・若者の地域での自立した生活と社会参加を促進するため、移動する際の付き添い支援や、自動車運転免許取得費、自動車改造費、自動車燃料費及び福祉タクシー利用料金などに対し助成します。
- ケ 障がい者就労支援センターを共同設置して、就労を希望している障がいのある若者に就労に関する相談支援や情報提供などを行い、経済的自立と社会参加を促進します。
- コ スポーツ交流大会を開催して、障がいのあるこども・若者やその介護者などのスポーツを通じた交流を推進します。
- サ 行政情報の多言語対応を推進し、外国籍のこども・若者の日常生活や行政手続きにかかる負担を軽減します。

(4) ヤングケアラーへの支援

ア ヤングケアラーに関する相談支援窓口（すくすく子育て相談室）の周知を図るとともに、学校、教育・福祉などの関係課、関係機関、関係団体などでも相談を受け、連携して対応に当たります。

イ 制度や分野が異なる関係課、公的団体、民間関係団体などがヤングケアラーの課題と支援策についてグループワークを行う「ワーキンググループ」の取組を推進し、地域全体でヤングケアラーを支援する体制を構築します。

ウ ヤングケアラーについての理解を深めるため、広報紙やホームページで情報を発信するほか、研修会を開催します。

エ ヤングケアラーに関する調査を定期的実施し、ヤングケアラーの実態の把握に努めます。

(5) ひきこもりや不登校等の子ども・若者への支援

ア 全中学校にスペシャルサポートルームを開室するとともに、各小・中学校に定期的に巡回訪問を行うスクールカウンセラーを配置します。また、子どもや保護者からの相談に応じることができるよう、教育センターの機能を充実させます。

イ 不登校傾向の子どもに教育を受ける機会と場を提供するとともに、ひきこもりの解消と、どこにもつながらない子どもを0（ゼロ）にするための支援を充実させます。

ウ 市のひきこもりに関する相談窓口において、保護者などからの相談に応じるとともに、埼玉県ひきこもり支援に関する相談窓口や民間支援団体などを周知します。

エ 関係機関と連携して、働くことに悩みを抱える若者やその保護者を対象とした相談会などを開催し、就労に向けて支援します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
子育て応援フードドライブ、子ども食堂・フードパントリーに取り組む団体数	団体	団体
障がい児対象サービス利用者数	人	人

基本目標5 こども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる

(1) こども・若者の居場所づくりの推進

- ア 児童館、放課後児童健全育成室、図書館、公園などの既存の居場所が、こども・若者にとってより良い居場所となるよう、こども・若者の声を聴きながら運営するとともに、スポーツ少年団活動への支援や総合型スポーツクラブの育成などクラブ活動の場の確保に努めます。
- イ 個人や民間団体などが主な担い手となって行われる居場所づくりについて、担い手による自主的・主体的な運営を基本とした上で、居場所の創設や活動の継続を支援します。
- ウ 参加・体験型の事業やイベントを開催し、こども・若者が科学や自然、伝統文化などに触れることのできる機会を提供します。
- エ こども・若者の居場所づくりへの支援に取り組む企業との連携を図るとともに、その活動を「見える化」することによって、支援の輪を拡大します。
- オ こども・若者が居場所につながりやすくするため、市内の居場所に関する情報を集約して公表します。

(2) 社会形成への参画支援

- ア 中学生の職場体験学習やふれあい講演会の実施を支援し、進路指導・キャリア教育を充実させます。
- イ 若者の職業体験の機会を確保するため、市役所におけるインターンシップの受け入れを推進します。
- ウ こどもが、将来、安全で豊かな生活を営むことができるようにすることや、より良い社会づくりに向けて主体的に行動できる態度を養うことを目的として、小・中学生を対象とした「消費者教育」や「金融経済教育」に取り組みます。
- エ 若者の選挙や政治への関心を高める「主権者教育」や啓発活動に取り組みます。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
安心できる場所の数が一つ以上ある こども・若者の割合	%	%

※ 現状値は、こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」の結果

基本目標6 未来を切り拓くこども・若者を応援する

(1) こども・若者の夢の実現や修学等への支援

- ア 市の未来を支えていく若者の夢の実現に向けたチャレンジを市全体で応援します。
- イ 経済的な理由により修学が困難な若者に対して学資金を給与し、有用な人材の育成を目指します。
- ウ 高等教育を受けるに当たり経済的な支援が必要な学生などに、国が実施する高等教育の修学支援新制度（授業料などの減免、給付型奨学金）が利用されるよう、制度を周知します。
- エ 高校・大学生年代の若者の就学（修学）等への支援について、国や県へ要望し、あるいは国や県と連携します。

(2) 若者の就労支援

- ア 関係機関と連携して、就職活動の進め方や面接対策など、就職に必要なスキルを身に付けるための就職支援セミナーを開催します。
- イ 加須市ふるさとハローワーク、ハローワーク行田、埼玉県などと連携し、市内の会場で就職セミナーや面接会を開催するなど、若者の就職活動を支援します。
- ウ 働くことに踏み出せない若者の就労の促進を図るため、関係機関と連携して、職業的自立に悩む若者やその家族を対象とした相談会などを開催します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
就業支援各種セミナー等参加による 就業者数（年間）	人	人

基本目標7 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

ア 仕事と生活の両立や男女が共同して参画できる職場づくりに取り組んでいる事業所を表彰し、優れた取組事例を周知することによって、企業による働き方改革を促進します。

イ 国及び県の働きやすい企業の認定制度を周知することにより、企業による働き方改革を促進します。

(2) 共働き・共育ての推進

ア 男女共同参画に関する講演会やセミナー、出前講座の開催などにより、社会における共働き・共育てについての意識を醸成します。

イ 男性の育児に関する理解と参加をさらに促進するため、育児に関する事業等への男性（パパ）の参加を促進します。

ウ 国による共働き・共育てを応援する制度を周知します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
「男女共同参画推進事業所表彰」の表彰事業所数	事業所	事業所

基本目標8 こども・若者の育ちの「支え手」を増やす

(1) こども・若者の成長を支える担い手の養成

ア 幼児教育・保育に携わる人材を安定的に確保するため、ハローワークや養成施設などとの連携、人材派遣の活用、職場環境の改善、メンタルヘルスなどに取り組みます。

イ 民生委員・児童委員の確保に向けた取組を推進します。

ウ 子育て中の人の交流の機会を提供し、子育てサークルなどの組織化に向けたきっかけづくりや持続的な活動となるよう側面から支援します。

エ 育児への支援を行うことができるとしてファミリー・サポート・センターに登録する「協力会員」の確保と養成を図るため、会員養成講習会などの開催について一層の周知を図るとともに、会員相互の交流を促進します。

(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

ア 民生委員・児童委員や母子保健推進員による、こどもに関する相談支援や子育て支援活動を推進します。

イ 子育ての孤立感を解消するため、外出が困難又は外出を希望しない、未就学児がいる家庭をボランティアが訪問し、支援します。

ウ ファミリー・サポート・センターの協力会員が、利用会員の仕事と育児の両立を支援する取組を推進します。

エ 子育てと社会参加の両立を支援するため、子育て中の人々が、市が主催するセミナーや講演会などに参加する場合に、その間、ボランティアがこどもを預かる託児サービスを推進します。

オ 地域と学校の協働による学習支援、学校の環境整備、登下校時のこどもの安全の確保などの活動を推進します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
ファミリー・サポート・センターの利用件数	件	件

基本目標9 結婚・出産の希望を実現させる

(1) 結婚を望む人への支援

ア 結婚を希望する人へ相談支援をするほか、出会いの機会を提供します。

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

ア 不妊検査や不育症検査に要する費用の一部を助成し、不妊や不育症に悩む人に早期の受診を促します。

イ 高額な医療費がかかる不妊治療を受けやすい環境を整備するため、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

(3) プレコンセプションケアの推進

ア 若者の予期せぬ妊娠や性感染症などへの適切な相談支援などの必要性が高まっていることを踏まえ、小・中学校で性と健康に関する教育を実施し、性や妊娠に関する正しい知識の普及と健康管理の実施を促します。

イ 様々な機会を捉えて、性と健康に関する知識の普及に努めます。

※ プレコンセプションケアとは、「男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと」とされています。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
結婚相談所による婚活イベントへの参加者数	人	人
市の助成を受けて不妊治療を受けた人の人数	人	人

基本目標 10 親と子の健康を支える

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

- ア 乳幼児健診を実施し、乳幼児の発育・発達の遅れや疾病を早期に発見し、早期の対応につなげることにより、乳幼児の健康を保持、増進します。
- イ 小児定期予防接種費用の全部及び小児インフルエンザ予防接種費用の一部を助成し、接種率の向上を図ることにより、こどもの予防接種対象疾病への罹患の防止に努めます。
- ウ 保健師や言語聴覚士などによる相談支援や親子・育児教室の開催などにより、ことばの遅れや発達などに心配のあるこどもの発達を促すとともに、養育者の育児の不安や負担を軽減します。
- エ 妊婦健康診査、産婦健康診査、新生児聴覚検査などにかかる費用の一部を助成し、母体と胎児の健康を保持、増進します。
- オ こども家庭センター（すくすく子育て相談室）において、母子保健や子育てなどに関する相談支援を行い、必要に応じて支援プランの策定や関係機関との調整をします。
- カ 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に助産師、保健師が訪問し、母子の心身の健康状態などの把握や助言などを行い、親子の健全な育成環境を確保します。
- キ 産後に家事援助を必要とする家庭へのヘルパーの派遣や、産後サポートの教室の開催、母子の健康状態の確認や育児手技の指導などの産後ケアを行います。
- ク 学校において健康診断や歯科指導などを実施し、児童・生徒の健康を保持、増進します。
- ケ こどもとその保護者などを対象とした食生活に関する講座や教室などを開催することにより、生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。
- コ こどもが、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるとともに、食文化や地域、自然の恵みの大切さなどへの理解を深めることができるよう、公立保育所及び学校給食における食育や学校給食への地元農産物の使用を推進します。

(2) 医療提供体制の充実

- ア こどもや子育てをしている人が医療機関の受診に必要な情報を得ることができるよう、市内の医療機関に関する情報を多様な媒体を活用してわかりやすく提供します。
- イ 医療提供体制を維持・確保するための支援や関係機関との連携により、初期（軽傷）、第二次（重症）及び第三次（重篤）の救急医療体制を整備します。
- ウ 多くの医療機関が休診となる休日に、こどもが必要な医療を受けることができるよう、市内の小児科専門医が当番制で診療にあたる休日小児科診療体制を整備します。
- エ 小学生までのこどもを育てている保護者や学校の養護教諭などを対象に、小児科医による救急講座と子育て相談を実施します。
- オ 市内で特に整備が必要となっている産婦人科の開設の実現を目指し、市内で産婦人科を開設する場合に市が開設費用の一部を補助する制度を周知します。
- カ 埼玉県看護師等育英奨学金の貸与を受けて養成施設に就学し、卒業後に、正規の就学期間を超える期間にわたり引き続き市内の医療機関等に従事している人に奨学金の返還に要する費用の一部を助成し、市内の医療機関等で看護業務に従事する看護師等を確保します。

(3) 医療にかかる経済的支援

- ア 養育のため病院に入院することを必要とする新生児・幼児について、養育医療費を支給します。
- イ こどもの保護者に対し、こどもにかかる医療費の一部を助成します。
また、こどもの医療費助成については、国が全国統一で対応すべきものであるため、国に制度の創設を要望します。
- ウ 心身に重度の障がいのあるこども・若者に対して、重度心身障害者医療費や自立支援医療費を支給します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
3～4か月児健診の受診率	%	%
休日・夜間における小児第二次救急輪番の実施率	%	%

基本目標 11 こども・若者、子育てにやさしい環境をつくる

(1) こどもまんなか社会への気運醸成

ア こども・若者の利益を第一に、こども・若者に関する取組や政策が社会のまんなかに据えられる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもまんなか応援サポーター」となることを宣言し、取り組んだ内容などの情報を積極的に発信します。

(2) こども政策DXの推進

ア こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNSなどを活用して積極的に情報発信するとともに、情報を必要とする人が必要な情報によりアクセスしやすくなるよう、広報を充実させます。

イ 子育て世帯の行政手続きにかかる負担の軽減を図るため、デジタル技術を活用して窓口サービスを充実させるとともに、オンライン手続きを拡大します。

ウ こども・若者や子育て当事者が、制度や支援の利用について気軽に問い合わせや相談をすることができるよう、オンラインによる問い合わせや相談対応を推進します。

エ 妊婦健康診査の記録や年齢別通知などの多彩な機能を備え、妊娠、出産、育児までをサポートできる電子版母子健康手帳を整備します。

オ 事務の効率化を図り、サービスの質の向上を図るため、登降園管理や保護者通知、給付事務など、保育、学童保育、幼児教育に係る業務のデジタル化に取り組みます。

カ 国が推進しているPMH（医療費助成や予防接種、母子保健などの分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を実現するための自治体・医療機関などをつなぐ情報連携システム）の取組への参加について、その実現性や効果などを踏まえて検討します。

(3) 親同士や地域住民との交流機会の創出

ア 市として地域子育て支援センターを運営するとともに、民間地域子育て支援センターの運営費の一部を助成することによって、親同士や親子が身近な地域で交流できる場を確保します。

イ 地域で活動する子育て支援団体と連携し、子育て中の人とそのこどもが集い、交流できる場を提供します。

ウ 親同士や地域住民との交流を促進するため、子育てイベント情報などをSNSなどで配信します。

エ こどもを遊ばせながら、親同士が集い交流できる三世代交流会を開催します。

(4) 子育てしやすい住環境の整備

ア 乳幼児を育てている人が、乳幼児を連れて安心して外出できる環境を整備するため、おむつ交換や授乳を行うことができる環境づくりを推進します。

イ 安心して子育てをできる環境を整備するため、三世代で同居するための住宅の取得又は増改築を行った人が一定の要件を満たした場合に、住宅の取得又は増改築に要した費用の一部を助成します。

ウ 公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、埼玉県等と連携して駅舎や民間施設のバリアフリー化を促進します。

エ 加須駅周辺を中心に「住む」「働く」「憩う」「学ぶ」「つなぐ」といった都市機能の集積を図り、市民との協働による誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを目指します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
市が「こどもまんなか」の取組について発信しているホームページやSNSへのアクセス回数	回	回
「赤ちゃんの駅」の設置箇所数	箇所	箇所

基本目標 12 「子育て」・「子育て」を支える

(1) 質の高い幼児教育・保育の充実

- ア 幼児教育・保育に携わる人材の専門性を高める研修などを行うことにより、提供する教育・保育の質を高めます。
- イ あらかじめ保育士を確保し、受け入れ体制を整えた民間保育所に補助することにより、低年齢児（0歳児・1歳児）の年度途中の入所ニーズに対応します。
- ウ 就業形態の多様化などによる延長保育のニーズに対応するため、延長保育及び夜間保育を実施するとともに、公立幼稚園での預かり保育を充実させます。
- エ 障がい児の保育ニーズに対応するため、公立保育所における受入体制を確保するとともに、保育士の加配に対し補助を行うことにより、民間保育所における障がい児の受け入れを推進します。
- オ 病気の回復期にある乳幼児を預かる施設に対し、看護師などの配置に要する費用の一部を助成することにより、病後児保育の受け皿を確保します。
- カ 家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児の保育ニーズに対応するため、公立保育所での受け入れを行うとともに、一時保育を実施する民間の保育所、幼稚園、認定こども園に補助金を交付することにより受け皿を確保します。
- キ 民間保育所への補助を行うことにより、施設の整備や職員の処遇改善などを推進し、保育環境を充実させます。
- ク 保護者の就労などにより、家庭保育が困難な家庭の小学生を対象に、小学校や幼稚園の教室などを利用して適切な遊びと生活の場を提供します。
- ケ 保育所や幼稚園などの指導監査などを計画的に実施し、教育・保育の質を高めます。
- コ 保護者の就労状況に関係なく、一定時間、保育所などに子どもを預けることができる「こども誰でも通園制度」を実施します。

(2) 家庭教育への支援

ア 子育て中の保護者を対象に、就学前子育て講座、親の学習講座及び家庭教育学級を開催するなど、こどもと親の育ちを応援する学びの機会を充実させます。

イ 地域において主体的に家庭教育支援の取組を行う家庭教育支援チームと連携して、子育てサロンや講座を開催し、子育てについての知識の普及や保護者同士の交流を促進します。

(3) 学校教育の充実

ア 個に応じた指導の充実を通して、学力の向上が図られるよう、チームティーチングや少人数指導による授業を展開します。また、きめ細かな学習・生活指導を行い、心の教育を充実させます。

イ 市立幼稚園及び小・中学校に公開保育の指定や研究委嘱を行うとともに、指導助言や示範授業を行うなどして、市立幼稚園及び小・中学校の教育力と教職員の指導力を高めます。

ウ 土曜日や日曜日に、中学生の学力向上のための教室を開催し、こどもの実態に応じたきめ細かな学習指導を展開します。

エ すべての小学校に外国語活動指導助手、中学校に外国語指導助手を配置するなどして、こどもの外国語活用能力を育成します。

オ ICTを効果的に活用し、新しい時代を生き抜く力を身に付けたこどもを育成します。

カ 加須未来館のプラネタリウムや望遠鏡などを活用し、こどもの科学や理科への興味や関心を高めます。

キ 保育所（園）・幼稚園から中学校までの連続性のある教育指導により、児童・生徒がより学校に適応しやすくなるよう、教職員の校種間交流や幼児・児童・生徒の異年齢交流の取組を推進します。

ク すべての小・中学校にコミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）を展開し、地域との協働による学校運営を推進します。

ケ 市長部局と教育委員会が地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議を開催します。

(4) 子育てにかかる経済的負担の軽減

- ア 妊婦のための支援給付や出産育児一時金の支給などにより、出産準備にかかる経済的な負担を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援します。
- イ 産前産後期間における国民年金保険料及び国民健康保険税の免除制度を周知します。
- ウ 18歳の年度末までにあるこども・若者の保護者に児童手当を支給し、こどもの育ちを支えます。
- エ 保育所保育料及び学童保育料の多子軽減措置を講じ、多子世帯の子育てにかかる経済的負担を軽減します。
- オ 幼稚園・保育所などを利用する低所得世帯などの副食材料費及び教材・行事費の一部を助成します。
- カ 特別支援学級に在籍するこどもや一定程度の障がいのあるこどもの通学にかかる費用の一部を助成し、保護者の経済的な負担の軽減を図ります。
- キ 精神又は身体に中度又は重度の障がいがあるため、日常生活において一定の介護を必要とする20歳未満のこども・若者を養育している人に特別児童扶養手当を支給します。
- ク 子育て世帯などから要望のある学校給食費の無償化について、全国で統一的な対応を図られるよう、引き続き国に要望します。

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和11年度）
保育所等への入所待機児童数	人	人
自分の将来についての人生設計（ライフプラン）について考えたことがあるこども・若者の割合	%	%

※ 現状値は、こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」の結果

(空白頁)

(中扉)

第3編 教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業の提供体制の確保等

(第3期子ども・子育て支援事業計画)

(中扉裏面)

第1章 幼児教育・保育に関する基本的な考え方

1 幼児教育・保育の認定区分

「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育等」の幼児教育・保育を利用するこどもについては、次のとおり3つの認定区分が設けられており、この区分に基づいて施設型給付を行います。

施設型給付費は、利用者（保護者）へ支払う制度となっていますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は「法定代理受領」が行われ、施設へ直接支払われます。

認定区分	給付内容	利用する施設・事業
1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 2号認定こども以外のもの (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定こども 満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

2 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子高齢化対策の観点などから実施するもので、令和元年10月から実施しています。

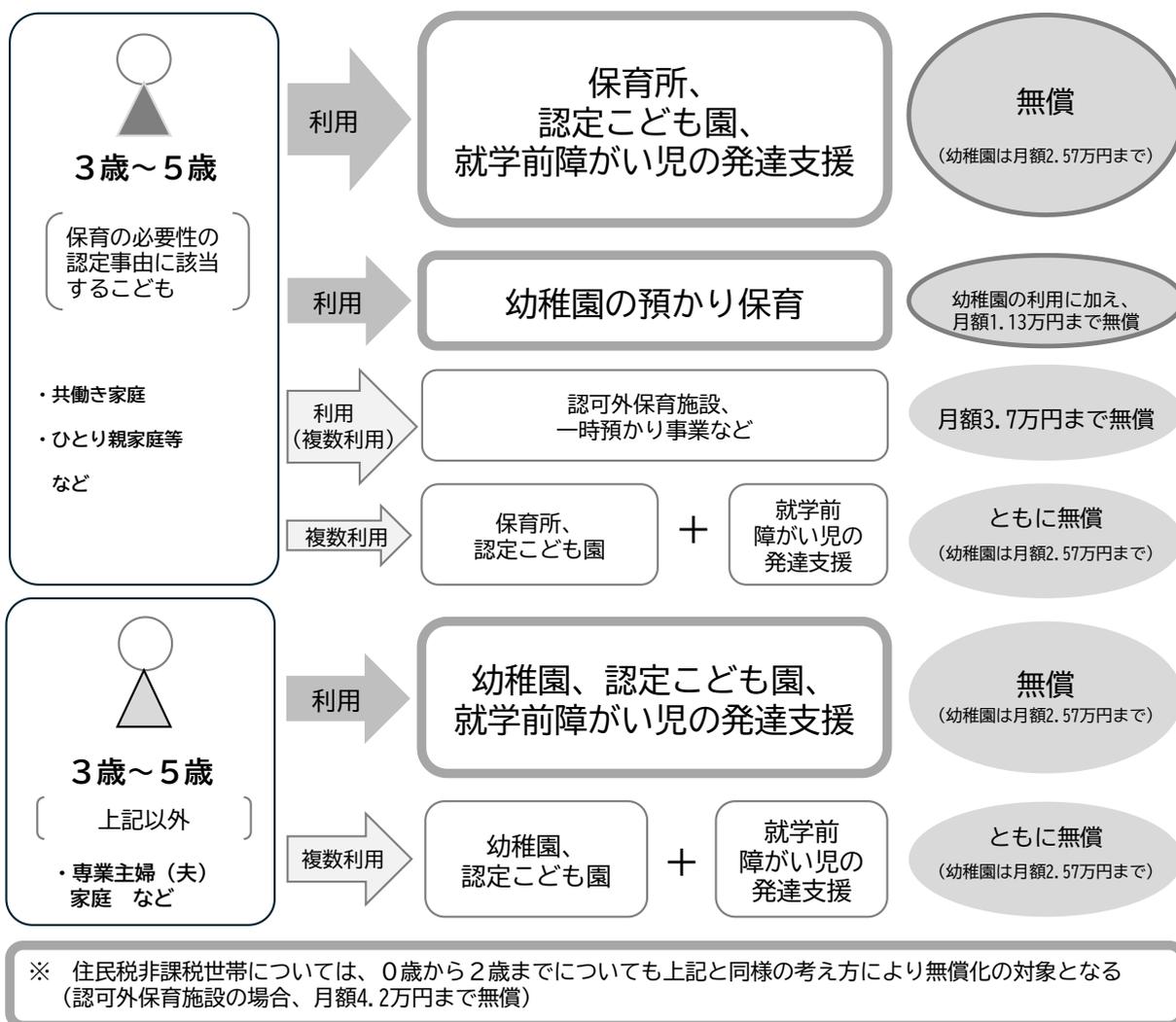
対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもの利用料が無料になります。 ○0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円までの利用料が無料になります。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までのこどもの利用料が無料になります。 ○幼稚園、保育所、認定こども園等も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

【0、1、2歳児の保育の無償化について】

0、1、2歳児の保育料の無償化については、少子化対策としての国の施策の方向性や施策の有効性などを勘案しながら検討していきます。

幼児教育・保育の無償化

(1) 保育料



(2) 保護者負担

- ・送迎バス利用費
- ・遠足等の行事費 及び 教材費等
- ・給食費

└─ 主食費

└─ 副食費 (これまで保育料に含まれていたが、保護者から徴収となる)

副食費は国の制度で低所得者世帯と多子世帯 (第3子以降) は免除される。ただし、多子の数え方が幼稚園と保育所で異なり、幼稚園は小学校3年生までの兄弟から数え、保育所は小学校就学前の兄弟から数える。

加須市では、保育所の多子の範囲を拡大し、幼稚園と同じく小学校3年生から数えて第3子以降の副食費を月額4,800円*を上限に補助。

※ただし、公定価格上の副食費徴収免除加算額が変更となった場合、その同額を上限とする。

3 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児の発達段階を踏まえつつ、保・幼の遊びから小・中の学びへの連続性を意識した自発的な遊びの内容や方法を工夫することで、こどもが主体的、積極的に学ぶ力を育てていきます。

また、幼稚園、保育所の園児による小学校での授業体験や行事への参加、保育所と幼稚園の保育交流など、こども同士の交流活動を進めていきます。

さらに、公私立保育所の保育士、市立幼稚園及び小・中学校の教職員が、互いの教育活動をみることを通して、こどもの学びや育ちを理解し、5歳児から小学校1年生までの架け橋期を通じて育ててほしい姿を語り合う場をつくっていきます。

- (1) 市立幼稚園の公開保育に、市内保育所（園）の保育士や小学校の教職員が参加し、保育参観及び研究協議を行うことで、校種ごとの学びの特色について理解し、こどもの発達段階に応じた教育・保育のあり方を考察します。
- (2) 「公私立保育所（園）公立幼稚園職員合同研修会」を実施し、保育環境や指導方法を共有し、相互の保育の質の向上と小学校への円滑な接続を図ります。
- (3) 幼児教育・保育のニーズや地域の実情に合わせ、市内の私立保育所・幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合は、必要な支援を実施するとともに、市立幼稚園の認定こども園化等も視野に入れ、検討していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を確保するため、市内外の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行います。

また、市の指導・監督や立ち入り調査等の実施に当たっては、同一の教育・保育施設等に対して複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、県と相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努めます。

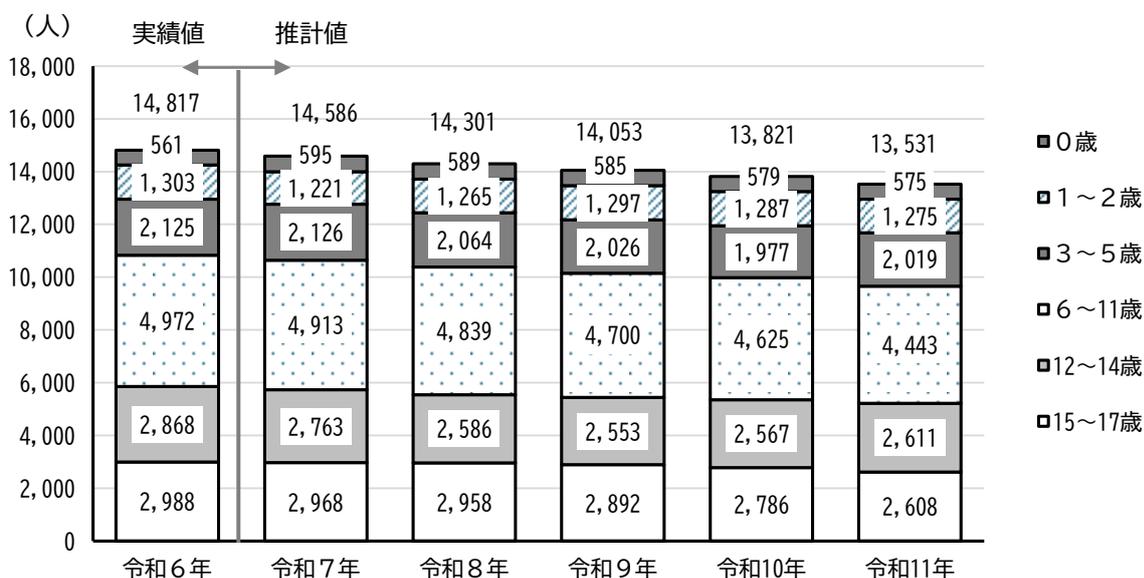
また、市が県よりも先に重大事故の発生又はこどもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに県に情報提供を行うとともに、安全確保のため一刻も早い危険の除去に努めます。

5 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行っています。

0歳から17歳の児童数は、総体的に減少することが予測され、令和10年には14,000人を下回るなど、令和6年の14,817人が令和11年には13,531人となり、1,286人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



(単位：人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	561	595	589	585	579	575
1歳	595	603	639	633	629	622
2歳	708	618	626	664	658	653
3歳	681	726	633	642	680	674
4歳	702	688	733	640	648	687
5歳	742	712	698	744	649	658
6歳	781	752	721	707	753	657
7歳	841	785	755	725	710	757
8歳	833	846	789	760	729	714
9歳	862	839	853	796	766	735
10歳	818	870	847	861	803	773
11歳	837	821	874	851	864	807
12歳	908	840	824	876	853	867
13歳	1,007	914	846	830	883	860
14歳	953	1,009	916	847	831	884
15歳	984	955	1,011	918	849	833
16歳	1,023	986	957	1,013	920	851
17歳	981	1,027	990	961	1,017	924
合計	14,817	14,586	14,301	14,053	13,821	13,531

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

第2章 幼稚園教育の充実

1 幼稚園教育の基本的な考え方

(1) 幼稚園が担う役割の重要性

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者や教職員との愛着の形成や、こどもの思いや願いが受けとめられた豊かな「遊びと体験」が、生涯にわたるウェルビーイングの向上の土台となります。

幼稚園は、こどもの発達段階に合わせた豊かな「遊びと体験」を通して、こどもの「楽しい」、「やりたい」という思いや願いを尊重し、こどもの発達を支援し、学校教育の始まりとしての幼児教育及び子育て支援の拠点として重要な役割を担います。

(2) 市立幼稚園の担う役割

小学校に併設・隣接している本市ならではの強みを活かして、小学校教育と連携した幼児教育を提供するとともに、幼稚園応援団や保護者との交流や活動等により、豊かな人間性や社会性を育みます。

また、幼児教育の拠点として、全てのこどもが質の高い学びへ接続できるよう、幼児教育・保育の実践的な研究を実施し、成果の情報発信を行い、市の幼児教育の質を向上させる役割を果たしながら、公私立保育所及び私立幼稚園との連携を推進します。

併せて、特別な配慮を必要とするこどもや見守りが必要な家庭への支援の充実を図ることで、セーフティネットとしての役割を担い、だれ一人取り残すことなく、すべてのこどもの健やかな成長を支援します。

さらに、子育て支援センターとして、子育てに関する相談や未就園児集会を実施し、子育て支援の中核的な役割を果たします。

(3) 私立幼稚園、認定こども園の担う役割

私立幼稚園や認定こども園では、それぞれの施設で、幼児教育の基本である「遊びと体験」を中心とした保育に加え、英語、体操、サッカー教室、スイミング、音楽活動、ダンス、伝統文化などを取り入れた特色のある幼児教育を行うなど、保護者の多様なニーズに柔軟に対応する役割が期待されています。

2 幼稚園・認定こども園（1号認定：3～5歳児）【提供区域：市全域】

（1）ニーズ量の考え方

ア 過去4年間（令和3年から令和6年の各年4月現在）の対象年齢人口と在園児数から平均就園率を算出しました。

イ 上記アで算出した平均就園率から平均前年度伸び率を算出しました。

ウ 上記アで算出した平均就園率に上記イで算出した平均前年度伸び率を加えた率に人口推計の対象年齢人口を乗じて算出しました。

（2）確保方策の考え方

加須市立幼稚園再編計画（令和5年9月策定）における「中期のあり方」に基づき、公立幼稚園は8園体制で運営します。

また、令和8年度以降は、通園区域については、保護者のニーズを踏まえ、希望の園を利用できるように選択制とします。

■量の見込みと確保方策

1号認定（幼稚園・認定こども園：3歳児～5歳児）

3歳児

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	市内幼稚園等	①	223	195	198	209	207
	市外幼稚園等	②	43	38	38	40	40
	小計	③	266	233	236	249	247
	市外のこども	④	3	2	2	2	2
	合計（③+④-②）	A	226	197	200	211	209
確保方策	市内幼稚園・認定こども園	⑤	245	245	245	245	245
	新制度に移行しない幼稚園	⑥	70	70	70	70	70
	市外の幼稚園等を利用	⑦	43	38	38	40	40
	合計（⑤+⑥+⑦）-⑦	B	315	315	315	315	315
量の過不足（B-A）			89	118	115	104	106

4歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内幼稚園等	①	238	254	222	224	238	
	市外幼稚園等	②	42	45	40	40	42	
	小計	③	280	299	262	264	280	
	市外のこども	④	1	1	1	1	1	
	合計(③+④-②)	A	239	255	223	225	239	
確保 方策	市内	幼稚園・認定こども園	⑤	475	475	475	475	475
		新制度に移行しない幼稚園	⑥	70	70	70	70	70
	市外の幼稚園等を利用	⑦	42	45	40	40	42	
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	545	545	545	545	545	
量の過不足(B-A)			306	290	322	320	306	

5歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内幼稚園等	①	271	266	283	247	250	
	市外幼稚園等	②	41	40	43	38	38	
	小計	③	312	306	326	285	288	
	市外のこども	④	2	2	3	2	2	
	合計(③+④-②)	A	273	268	286	249	252	
確保 方策	市内	幼稚園・認定こども園	⑤	475	475	475	475	475
		新制度に移行しない幼稚園	⑥	70	70	70	70	70
	市外の幼稚園等を利用	⑦	41	40	43	38	38	
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	545	545	545	545	545	
量の過不足(B-A)			272	277	259	296	293	

合計(3歳児～5歳児)

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内幼稚園等	①	732	715	703	680	695	
	市外幼稚園等	②	126	123	121	118	120	
	小計	③	858	838	824	798	815	
	市外のこども	④	6	5	6	5	5	
	合計(③+④-②)	A	738	720	709	685	700	
確保 方策	市内	幼稚園・認定こども園	⑤	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
		新制度に移行しない幼稚園	⑥	210	210	210	210	210
	市外の幼稚園等を利用	⑦	126	123	121	118	120	
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	1,405	1,405	1,405	1,405	1,405	
量の過不足(B-A)			667	685	696	720	705	

3 市立幼稚園の運営のあり方

こどもたちにとって望ましい教育を実現できる園の規模を確保できるように「加須市立幼稚園再編計画」に基づき、加須市の未来をつなぐこどもたちに、これまで市立幼稚園が継承してきた幼児教育を安定的に提供していきます。

また、預かり保育の拡充や幼児教育の質の向上など、保護者のニーズに応えながら、保育の充実に努めます。

(1) 質の高い幼児教育のための規模の適正化

幼児期にこどもたちの一人ひとりの良さや個性、社会性、協同性を育み、多様な体験や協同的な学びの場と良質な幼児教育を保障するため、望ましい集団規模の確保に向け、子育て家庭のニーズを踏まえつつ、計画的に園の規模を適正化していきます。

規模の適正化により、教職員の配置体制を整え、より組織的・協働的な運営ができるようにします。そして、教育活動の質を一層向上させます。

また、緊急時の危機管理や施設管理を含め、園児にとって、より安心・安全な教育環境を実現します。

(2) 段階的・計画的な再編

今後の園児数の推移、保護者のニーズ、国の政策等を見極めながら、短期（令和6年度・令和7年度）、中期（令和8年度以降）、長期の3段階に分けて、地域の理解、合意形成を図り、段階的・計画的に再編を進めていきます。

①短期のあり方（令和6年度・令和7年度）

幼児教育の質を確保するためには、望ましい集団活動ができる園児数が必要不可欠であるため、令和5年4月1日現在の休室・休園状況などを踏まえるとともに、地域性を考慮し、小規模化する園を再編することで、安定した集団教育の提供を確保しながら、地域の幼児教育のニーズに応えます。

ア 運営形態

すべての園を幼稚園（小学校との複合施設を含む。）とします。

イ 通園区域

これまでの通園区域の継承を原則としますが、休園となる園を通園区域とする保護者には、保護者のニーズを踏まえ、希望の園を利用できる選択制とします。

ウ 名称

再編後の幼稚園名について、検討します。

②中期のあり方（令和8年度以降）

地域の幼児教育のニーズに応え、教育の質を確保しながら、当分の間、8園で安定的に運営します。通園区域については、保護者のニーズを踏まえ、希望の園を利用できるように選択制とします。

この中期には、園児数の推移、保護者のニーズ、国の施策等を見極めながら長期に向けて具体的に検討するとともに、地域や市民への周知等について、段階的に準備を行います。

ア 運営形態

幼稚園（小学校との複合施設、認定こども園化を含む）8園とします。

（北川辺については、地域性を考慮し、園児数の推移を見ながら、幼稚園の継続、認定こども園化、小学校との複合施設等について検討します。）

イ 通園区域

現在の通園区域を廃止し、すべての園から自由に選択できるようにすることで、保護者のニーズに対応します。

ウ 名称

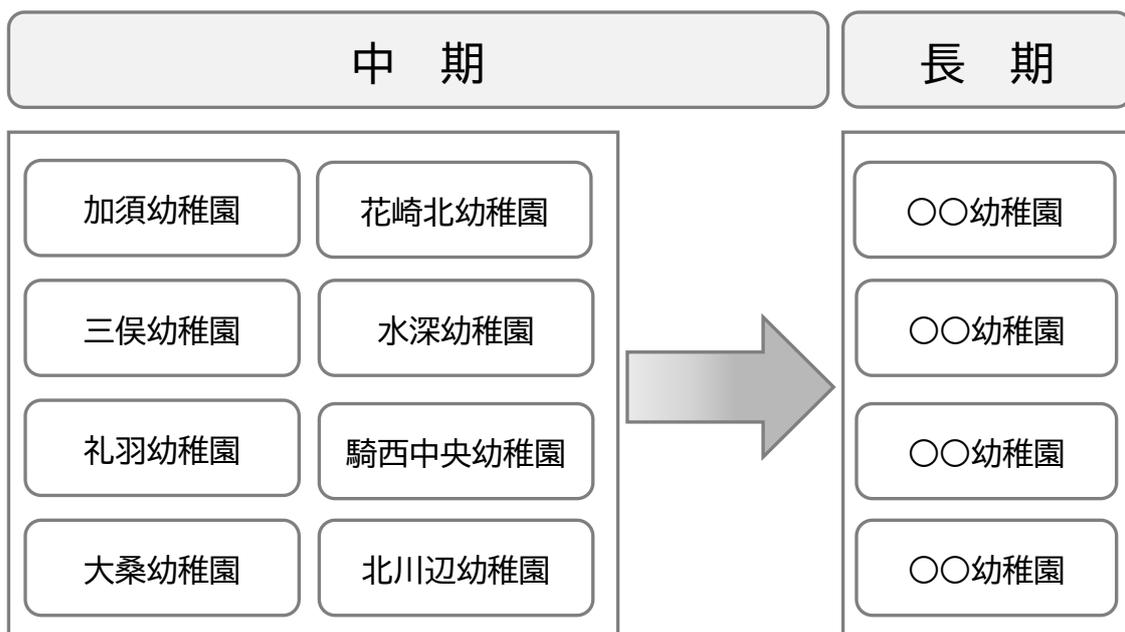
引き続き、再編後の幼稚園名について、検討します。

③長期のあり方

幼児教育の質の確保及び安定的な運営のため、集団による教育活動ができ、かつ、クラス替えが可能な1学年2クラス規模の園児数を確保しつつ、市の幼児教育の拠点として、市立幼稚園の幼児教育に関する実践研究及び情報発信の役割、特別な配慮を必要とするこどもに対する支援や見守りが必要な家庭への支援等を充実させ、保護者のニーズを満たすセーフティネットとしての役割を果たすため、将来を見据えて運営を継続していきます。

併せて、市立幼稚園と私立幼稚園が役割を分担し連携しながら、幼児教育の質の維持・向上を目指します。

「加須市立幼稚園再編計画」の策定時においては、園数について4園程度での運営を見込んでいます。なお、園児数の推移、保護者のニーズ、国の施策等を見極めながら、中期計画期間に具体的に検討していきます。



第3章 保育所保育の充実

1 保育所保育の基本的な考え方

(1) 保育所が担う役割の重要性

共働き世帯の増加や就労形態・時間の多様化などにより、少子化の中にあっても、保育ニーズは高い状況にあり、特に低年齢児（0～2歳児）の保育ニーズが増加しています。

また、地域社会のつながりが希薄化する中、子育ての負担感、不安感、孤立感が高まっており、就労などにより保育の必要性があるこどもや家庭だけでなく、すべてのこどものウェルビーイングの向上のため、子育て支援の拠点として、保育所が担う役割の重要性が増しています。

(2) 市立保育所の担う役割

市立保育所は、市の子育て支援の中核的な役割を担っています。

また、私立保育所の補完的な役割を担うとともに、近年増加傾向にある特別な配慮を必要とするこどもや見守りが必要な家庭の支援など、セーフティネットとしての役割が拡大しています。

(3) 私立保育所・認定こども園の担う役割

私立保育所・認定こども園は、独自の保育理念や保育方針を持ち、一時保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病児保育等の保護者のニーズに柔軟に対応することができる特性を持っています。

こうした特性を活かし、本市においては、私立の保育所・認定こども園が主体となって、保育を行っています。

2 保育所・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）【提供区域：市全域】

（1）ニーズ量の考え方

ア 過去4年間（令和3年から令和6年の各年4月現在）の対象年齢人口と保育所利用児童数から平均保育所利用率を算出しました。

イ 上記アで算出した平均保育所利用率から平均前年度伸び率を算出しました。

ウ 上記アで算出した平均保育所利用率に上記イで算出した平均前年度伸び率を加えた率に人口推計の対象年齢人口を乗じて算出しました。

（2）確保方策の考え方

既存の市内保育施設により定員は確保されています。保育士を確保し、待機児童ゼロの継続を目指します。

また、「加須市立保育所再整備計画」※の策定後に私立の保育施設の定員に増減があった場合は、市立保育所がその需要と供給の調整役を担います。

※ 「加須市立保育所再整備計画」は、令和7年3月策定予定

■量の見込みと確保方策

2号認定（保育所・認定こども園：3歳児～5歳児）

3歳児

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	市内保育所等	①	394	343	348	369	365
	市外保育所等	②	23	20	21	22	22
	小計	③	417	363	369	391	387
	市外のこども	④	8	7	7	8	7
	合計（③+④-②）	A	402	350	355	377	372
確 保 方 策	市内 保育所・認定こども園	⑤	451	451	451	451	451
	市内 認可外保育施設	⑥	14	14	14	14	14
	市外の保育施設を利用	⑦	23	20	21	22	22
	合計（⑤+⑥+⑦）-⑦	B	465	465	465	465	465
量の過不足（B-A）			63	115	110	88	93

4歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等	①	369	393	343	347	368	
	市外保育所等	②	16	17	15	15	16	
	小計	③	385	410	358	362	384	
	市外のこども	④	9	10	9	9	9	
	合計(③+④-②)	A	378	403	352	356	377	
確保 方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	489	489	489	489	489
		認可外保育施設	⑥	6	6	6	6	6
	市外の保育施設を利用	⑦	16	17	15	15	16	
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	495	495	495	495	495	
量の過不足(B-A)				117	92	143	139	118

5歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等	①	362	355	379	330	335	
	市外保育所等	②	18	18	19	16	17	
	小計	③	380	373	398	346	352	
	市外のこども	④	12	11	12	11	11	
	合計(③+④-②)	A	374	366	391	341	346	
確保 方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	489	489	489	489	489
		認可外保育施設	⑥	12	12	12	12	12
	市外の保育施設を利用	⑦	18	18	19	16	17	
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	501	501	501	501	501	
量の過不足(B-A)				127	135	110	160	155

合計(3歳児～5歳児)

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等	①	1,125	1,091	1,070	1,046	1,068	
	市外保育所等	②	57	55	55	53	55	
	小計	③	1,182	1,146	1,125	1,099	1,123	
	市外のこども	④	29	28	28	28	27	
	合計(③+④-②)	A	1,154	1,119	1,098	1,074	1,095	
確保 方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
		認可外保育施設	⑥	32	32	32	32	32
	市外の保育施設を利用	⑦	57	55	55	53	55	
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461	
量の過不足(B-A)				307	342	363	387	366

3 保育所・認定こども園など（3号認定、0～2歳児）【提供区域：市全域】

（1）ニーズ量の考え方

ア 過去4年間（令和3年から令和6年の各年4月現在）の対象年齢人口と保育所利用児童数から平均保育所利用率を算出しました。

イ 上記アで算出した平均保育所利用率から平均前年度伸び率を算出しました。

ウ 上記アで算出した平均保育所利用率に上記イで算出した平均前年度伸び率を加えた率を算出しました。

エ 低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、上記ウで算出した率に近年の動向を勘案した伸び率を累加し、人口推計の対象年齢人口を乗じて算出しました。

（2）確保方策の考え方

低年齢児の保育ニーズが高まっており、本計画の中期以降、特に1歳児と2歳児の定員が不足することが見込まれます。

このため、保育の提供体制を確保できるよう、企業主導型保育施設等の認可外保育施設の利用、保育士の確保による認可保育所の定員の弾力化、定員割振りの変更などによって対応します。

なお、既存施設だけでは受入枠が足りないときは、私立保育所の改修、新設等を支援するとともに、市立保育所については「加須市立保育所再整備計画」に基づき対応します。

※ 加須市立第一保育所と加須市立第四保育所の安全対策を見込み、この2つの保育所における1歳児及び2歳児の定員は除いています。

（3）保育利用率

満3歳未満のこどもの数全体に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」に係る各年度の目標値を定めることとされています。

保育の利用定員数に関する各年度の整備目標は、「量の見込みと確保方策」の「合計（0歳児～2歳児）」の表の確保方策の合計（B）欄に記載した値です。

各年度の「保育利用率」の目標値は、各年度の推計人口（満3歳未満）に占める「確保方策の合計（B）」の割合とします。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	a/b	46.9%	46.0%	45.3%	45.7%	46.1%
確保方策合計（B）	a	852	852	852	852	852
推計人口（満3歳未満）	b	1,816	1,854	1,882	1,866	1,850

■量の見込みと確保方策

3号認定（保育所・認定こども園：0歳児～2歳児）

0歳児

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	市内保育所等	①	84	88	93	98	102	
	市外保育所等	②	4	4	4	4	4	
	小計	③	88	92	97	102	106	
	市外のこども	④	2	2	2	3	3	
	合計（③+④-②）	A	86	90	95	101	105	
確保方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	162	162	162	162	162
		地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	⑦	19	19	19	19	19
	市外の保育施設を利用	⑧	4	4	4	4	4	
	合計（⑤+⑥+⑦+⑧）-⑧	B	181	181	181	181	181	
量の過不足（B-A）			95	91	86	80	76	

1歳児

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	市内保育所等	①	273	298	305	313	318	
	市外保育所等	②	19	22	24	25	27	
	小計	③	292	320	329	338	345	
	市外のこども	④	8	11	12	14	16	
	合計（③+④-②）	A	281	309	317	327	334	
確保方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	280	280	280	280	280
		地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	⑦	28	28	28	28	28
	市外の保育施設を利用	⑧	19	22	24	25	27	
	合計（⑤+⑥+⑦+⑧）-⑧	B	308	308	308	308	308	
量の過不足（B-A）			27	▲ 1	▲ 9	▲ 19	▲ 26	

2歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等	①	323	333	360	363	367	
	市外保育所等	②	18	19	21	22	23	
	小計	③	341	352	381	385	390	
	市外の子ども	④	7	6	5	4	2	
	合計(③+④-②)	A	330	339	365	367	369	
確保 方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	333	333	333	333	333
		地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	⑦	30	30	30	30	30
	市外の保育施設を利用	⑧	18	19	21	22	23	
	合計(⑤+⑥+⑦+⑧)-⑧	B	363	363	363	363	363	
量の過不足(B-A)			33	24	▲ 2	▲ 4	▲ 6	

合計(0歳児～2歳児)

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等	①	680	719	758	774	787	
	市外保育所等	②	41	45	49	51	54	
	小計	③	721	764	807	825	841	
	市外の子ども	④	17	19	19	21	21	
	合計(③+④-②)	A	697	738	777	795	808	
確保 方策	市内	保育所・認定こども園	⑤	775	775	775	775	775
		地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	⑦	77	77	77	77	77
	市外の保育施設を利用	⑧	41	45	49	51	54	
	合計(⑤+⑥+⑦+⑧)-⑧	B	852	852	852	852	852	
量の過不足(B-A)			155	114	75	57	44	

4 市立保育所の運営のあり方

すべてのこどもに質の高い保育を提供するとともに、市の子育て支援の拠点として、子育て世帯がより安心してこどもを預けられる体制を整備するため、保護者のニーズ等を踏まえ、「加須市立保育所再整備計画」に基づき、安定的・計画的に運営していきます。

(1) 安心・安全な保育の提供

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）等に基づく保育士配置基準の見直しを踏まえ、保育の安全と質の確保に努めます。

併せて、近年、増加傾向にある低年齢児や特別な配慮を必要とするこどもの安心・安全な保育のため、加配を含め必要な保育士の確保に努めます。

(2) すべてのこどもの育ちを支援

特別な配慮を必要とするこどもに対する支援や見守りが必要な家庭への支援等を充実させ、セーフティネットとしての役割を果たすとともに、すべてのこどもが健やかに成長できるよう保護者のニーズに応え、一人ひとりのこどもの育ちを支援します。

(3) 安定的・計画的な運営

ア 「加須市立保育所再整備計画」に基づき、今後の園児数の推移、保護者のニーズ、国の政策等を見極め、地域の保育ニーズを考慮しながら、施設の整備を適切に実施します。

イ 市立保育所の老朽化への対応や市立幼稚園の園児数の減少による空き教室の発生等を踏まえ、「加須市立保育所再整備計画」に基づき、市立保育所の再編、市立幼稚園の認定こども園化などを検討し、地域の保育ニーズに対応します。

ウ 公私立保育所がそれぞれの役割を果たし、将来を見据えて、市全体でこどもの育ちと子育てを支える体制を強化します。

第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 利用者支援事業【提供区域：市全域】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

市では、「加須版ネウボラ^{※1}」として、また、児童福祉法に基づく「こども家庭センター」として、「すくすく子育て相談室」を設置し、すべての妊産婦、子育て世帯及びこどもへ一体的に相談支援を行っています。

すくすく子育て相談室には、保健師や社会福祉士などに加え、助産師などの資格を持つ「母子保健コーディネーター^{※2}」と保育士の資格を持つ「子育てコンシェルジュ^{※3}」の専門職員の双方を配置し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援体制を確立しています。

※1 ネウボラ … フィンランドにおける子育て支援制度で、継続して支援に関わることによりワンストップで問題の早期発見、予防、医療機関の紹介などを行う総合的な支援制度です。

※2 母子保健コーディネーター … 母子健康手帳の交付時にすべての妊婦を対象として面談を行い、支援が必要な家庭と判断した場合には、妊娠・出産・育児に関する「支援プラン」を作成し、情報提供やアドバイスを行うほか、関係機関と連携して、その家庭の状況に適したサービスを提供し、支援を継続します。

※3 子育てコンシェルジュ … 子育てに関する様々な福祉サービスの情報を提供し、サービスを利用する場合に関係機関への申請につなげるなど、きめ細やかな相談支援を実施します。

(1) ニーズ量の考え方

令和6年4月に、こども家庭センターを設置し、「すくすく子育て相談室」がその機能を担っています。こども家庭センターには、利用者支援事業の種類である特定型とこども家庭センター型を置いています。

地域子育て相談機関は、地域の実情に応じて整備を進めます。

(2) 確保方策の考え方

こども家庭センター（すくすく子育て相談室）において、子育ての総合相談窓口として、妊娠・出産・子育ての切れ目のない利用者支援事業を実施します。

また、地域子育て相談機関については、地域子育て相談機関設置運営要綱に例示されている実施場所のうち、より子育て世帯が気軽に立ち寄れる環境である地域子育て支援拠点での実施を基本に検討します。

■量の見込みと確保方策

①特定型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

②こども家庭センター型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

③地域子育て相談機関

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	7	7	7	7	7
確保方策	箇所 (地域子育て支援拠点)	7	7	7	7	7
	箇所 (公立幼稚園)	8	8	8	8	8

2 妊婦等包括相談支援事業【提供区域：市全域】

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援をする事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和元年度から令和5年度までの妊娠届出数の平均値を基に算出しました。令和5年度の妊娠届出数は594件となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回	妊娠届出数:600 1組当たり面談回数:3回 面談実施合計回数:1800回	妊娠届出数:600 1組当たり面談回数:3回 面談実施合計回数:1800回	妊娠届出数:600 1組当たり面談回数:3回 面談実施合計回数:1800回	妊娠届出数:600 1組当たり面談回数:3回 面談実施合計回数:1800回	妊娠届出数:600 1組当たり面談回数:3回 面談実施合計回数:1800回
確保方策	回	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

3 延長保育事業【提供区域：市全域】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園において引き続き保育を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和2年度から令和5年度までの平均利用率を基に算出しました。令和5年度は、23か所で実施し、年間の実利用人数は620人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	564	561	559	550	554
確保方策	人	2,204	2,204	2,204	2,204	2,204
	か所	23	23	23	23	23

4 実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和5年度の給付実績を基に算出しました。令和5年度の給付実績（市単独事業を含む。）は45人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	50	50	50	50	50
確保方策	人	50	50	50	50	50

5 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【提供区域：市全域】

新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援及び私学助成（幼稚園特別支援教育経費）による障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(1) ニーズ量と確保方策の考え方

該当となる事業所がある場合は、支援します。

6 放課後児童健全育成事業【提供区域：小学校区】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保して、その健全な育成を図る事業です。

(1) ニーズ量の考え方

小学校1年生から小学校6年生までの学年ごとに、令和2年度から令和6年度までの平均利用率と平均伸び率を算出し、その合算値を令和7年度から令和11年度までの各年度の人口推計数（学年ごと）に乗じて算出しました。令和6年度は、33箇所を実施し、登録児童数（利用者数）は低学年が1,079人、高学年が518人で合計1,597人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、適時、定員を拡充し、施設整備の必要が生じた場合、公設の放課後児童健全育成室については、小学校の余裕教室や隣接する公共施設などを活用するとともに指導員の確保に努め、民設の放課後児童健全育成室については、新規の開設や増築を支援するなどし、待機児童ゼロの継続を目指します。

■量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	350	336	329	351	306
	2年生	359	345	331	324	346
	3年生	340	317	305	293	287
	4年生	276	280	261	252	241
	5年生	197	192	195	182	175
	6年生	114	121	118	120	112
	計 ①	1,636	1,591	1,539	1,522	1,467
確保方策 ②	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880	
量の過不足 (②-①)	244	289	341	358	413	

7 子育て短期支援事業【提供区域：市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養護を行うショートステイ事業、平日の夜間に自動を預かるトワイライトステイ事業及び休日に児童を預かるホリデーステイ事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和2年度から令和5年度までの利用実績の平均値を基に算出しました。家庭児童相談の相談件数が増加していることなどから、ニーズ量は段階的に増加していくと考えられます。

(2) 確保方策の考え方

委託施設(児童養護施設や乳児院)の受入状況により提供体制が左右されますが、ニーズを踏まえながら、状況にあわせて委託施設を増加させ、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	50	50	60	60	70
確保方策	人日	50	50	60	60	70

8 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和元年度から令和5年度までの訪問実績の平均値を基に算出しました。令和5年度の訪問件数は566件となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	557	557	557	557	557
確保方策	人	557	557	557	557	557
	実施体制：11人(委託助産師含む) 実施機関：すくすく子育て相談室					

9 養育支援訪問事業【提供区域：市全域】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により、さらに支援が必要と判断した家族に対し、おおむね1年程度の期間、必要に応じて訪問による相談支援を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

令和4年度から、病院からの連絡方法が拡充され、対象者が増加傾向にあることから、量の見込みは、令和4年度（112人）と令和5年度（147人）の相談実績の平均値を基に算出しました。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	130	130	130	130	130
確保方策	人	130	130	130	130	130
実施体制：7人 実施機関：すくすく子育て相談室						

10 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【提供区域：市全域】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

令和5年度は47世帯の児童や妊婦について支援が必要と判断し、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦として支援しました。児童虐待に係る相談対応件数の増加や乳幼児期からの支援体制の構築の必要性から支援対象者数の増加が見込まれることを考慮し、量の見込みを算出しました。

(2) 確保方策の考え方

こども家庭センター（すくすく子育て相談室）では、児童福祉の専門職（社会福祉士）と母子保健の専門職（保健師）が連携し、子どもを守るネットワーク機能の提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	50	55	60	65	70
確保方策	人	70	70	70	70	70
支援体制：児童福祉担当（社会福祉士） 要保護児童対策地域協議会実務者会議：年12回						

11 子育て世帯訪問支援事業【提供区域：市全域】

家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）または育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）もしくは両者を同時に行うことを基本に、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言や地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告を実施する事業です。

（1）ニーズ量の考え方

ヤングケアラーに関する調査（令和4年10月実施）の項目に該当した延べ35人のうち、障害等サービス対応外にあたる「家族の代わりに幼い兄弟の世話をしている」等の項目に当てはまる延べ18人の世帯の約半数が利用することとして算出しました。

（2）確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	10	10	10	10	10
確保方策	人日	10	10	10	10	10

12 児童育成支援拠点事業

養育環境などに課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対し、その子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行うとともに、子どもの状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

（1）ニーズ量と確保方策の考え方

他の事業により個々の支援ニーズに対応することとし、本事業の実施については、地域における社会資源の状況などを見極めながら検討します。

13 親子関係形成支援事業【提供区域：市全域】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等（NPプログラム、FSプログラム※）を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

※ NPプログラム及びFSプログラムは、カナダ発の就学前のこどもを育てる親支援講座

（1）ニーズ量の考え方

量の見込みは、親子関係形成支援事業にあたるNPプログラムの令和5年度実績などを基に算出しました。令和5年度はNPプログラムを2回開催し、12人の参加がありました。

（2）確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	20	20	20	20	20
確保方策	人	20	20	20	20	20

14 地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和5年度実績を基に算出しました。令和5年度は18か所で実施し、0歳から2歳までの年間延べ利用人数は9,741人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

なお、公立幼稚園が休園した場合は、他の施設で提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人回	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700
確保方策	人回	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700
	箇所 (地域子育て支援拠点)	7	7	7	7	7
	箇所 (公立幼稚園)	8	8	8	8	8

※ 公立幼稚園子育て支援センターは、主に入園予定者を対象とする。

- ・ 実施する事業は、「未就園児集会」「園庭開放時における利用」「相談事業」とする。
- ・ 公立幼稚園が休園の場合は、休止とする。

15 一時預かり事業【提供区域：市全域】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

①幼稚園在園型

量の見込みは、令和2年度から令和5年度までの平均利用率を基に算出しました。令和5年度は、市内9園で実施し、年間の延べ利用人数は5,982人となっています。

②幼稚園在園型以外

ア 市内保育園で実施する一時預かりの量の見込みは、令和2年度から令和5年度までの平均利用率を基に算出しました。令和5年度は、7園で実施し、年間の延べ利用人数は960人となっています。

イ ファミリー・サポート・センターで実施する一時預かりの量の見込みは、令和5年度実績を基に算出しました。令和5年度の利用実績は、延べ167人となっています。

ウ 子育て短期支援(トワイライトステイ)の量の見込みは、家庭児童相談の件数の増加や就労形態の多様化から増加が見込まれるため、令和5年度の利用実績(年間延べ利用者数30人)を基に算出しました。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

①幼稚園在園型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	4,401	4,272	4,192	4,094	4,179
確保方策	人日	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000

②幼稚園在園型以外

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	人日	847	853	861	861	875	
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型を除く)	人日	637	633	631	621	625
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	170	170	170	170	170
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	40	50	60	70	80

16 病児保育事業【提供区域：市全域】

病児・病後児について、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和2年度から令和5年度までの平均利用率を基に算出しました。令和5年度は2か所で実施し、年間の延べ利用人数は109人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	110	109	109	107	108
確保方策	人日	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000

17 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【提供区域：市全域】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和5年度実績を勘案して算出しました。令和5年度は3,937人が利用しましたが、そのうちの約6割を占めた小学校から放課後児童クラブへの送りの利用は、民間学童クラブの送迎体制の充実により、減少傾向にあります。

なお、本市では、この事業における病児への対応はしていません。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
確保方策	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	500	500	500	500
	子育て援助活動支援事業 (就学児)	人日	3,400	3,400	3,400	3,400

18 妊婦健康診査【提供区域：市全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

量の見込みは、令和元年度から令和5年度までの平均値と伸び率を基に算出しました。令和5年度は、妊娠届出数594人に対し、1回目の受診者は580人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	610	610	610	610	610
確保方策	人	610	610	610	610	610
委託医療機関等で随時実施						

19 産後ケア事業【提供区域：市全域】

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てすることができる支援体制の確保を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

①訪問型

量の見込みは、令和3年度から令和5年度までの利用実績の平均値と伸び率を基に算出しました。令和5年度の年間延べ利用人数は16人となっています。

②デイサービス型

量の見込みは、令和4年度から令和5年度までの利用実績の平均値と伸び率を基に算出しました。令和5年度の年間延べ利用人数は24人となっています。

③宿泊型

量の見込みは、令和5年度実績と伸び率を基に算出しました。令和5年度の年間延べ利用人数は40人となっています。

(2) 確保方策の考え方

ニーズと利用実績を踏まえながら、提供体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

①訪問型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	38	38	38	38	38
確保方策	人日	38	38	38	38	38
	実施機関：すくすく子育て相談室					

②デイサービス型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	38	38	38	38	38
確保方策	人日	38	38	38	38	38
	実施期間：6箇所					

③宿泊型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日	56	56	56	56	56
確保方策	人日	56	56	56	56	56
	実施期間：6箇所					

20 乳児等通園支援事業【提供区域：市全域】

保育所などに入所していない満3歳未満のこどもに対して、保育所などにおいて適切な遊びと生活の場を与えるとともに、保護者に対する子育てについての情報提供や助言などの支援を行う事業です。

(1) ニーズ量と確保方策の考え方

乳児等通園支援事業を実施する予定はありませんが、令和8年度から、乳児等のための支援給付として事業を実施する予定です。

(空白頁)

第4編 計画の推進体制

(空白頁)

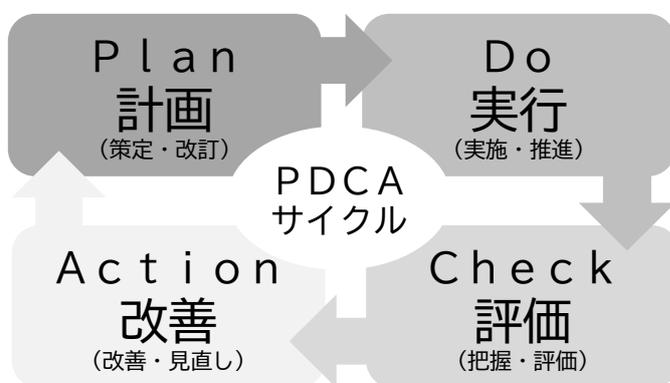
1 計画の進捗管理

本計画に基づく各取組については、循環型マネジメントサイクル（PDCAサイクル）のもと、各部局の取組状況を把握しつつ、進捗状況を集約・整理しながら推進します。

一方、社会的な変化に応じた迅速な対応が求められる際には、柔軟な発想とスピーディな意思決定が求められるため、迅速な意思決定や行動を促すフレームワーク「OODA（ウーダ）ループ」の考え方のもとで推進します。

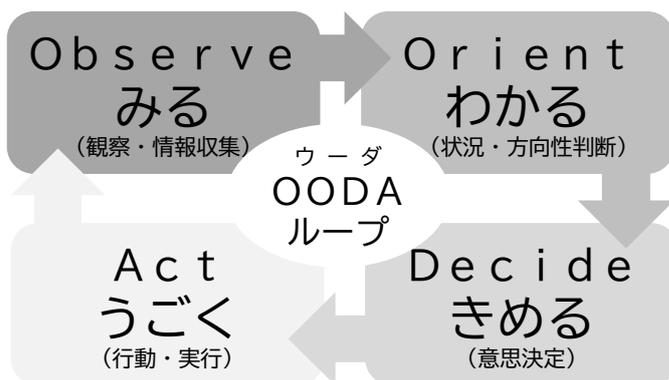
このように、本計画に基づく各取組は、PDCAサイクル（継続的な改善）を基本としながら、OODAループ（社会変化への迅速な対応）を併用して進めていきます。

▶▶▶ 2つのサイクルの併用 ◀◀◀



【継続的な改善】

×



【社会変化に応じた迅速な対応】

2 市民との協働

(1) 市民・諸団体との協働体制の推進

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協働が不可欠です。

こどもに関わる民間団体、地域、市内の企業・事業所等と連携して計画を推進します。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容については、広報紙やホームページ等で、広く市民に周知するとともに、実施状況について毎年度、公表します。

(中扉)

資料編

(中扉裏面)

<資料編への掲載予定事項>

- 1 計画策定に係る経過
- 2 加須市子ども・子育て会議条例
- 3 加須市子ども・子育て会議委員名簿

加須市こども・若者・子育て支援計画

発 行：加須市

発行年月日：令和 年 月

〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1

TEL：0480-62-1111（代表）

市ホームページ：<https://www.city.kazo.lg.jp/>
